

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成29年3月10日(金) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 3時47分

出席者 委 員 委員長 広瀬昌子

茂呂健市 青木一男 白石幹男

大川秀子 天谷浩明 小堀良江

福田裕司

議 長 海老原恵子

傍聴者 大谷好一 針谷育造 坂東一敏

小久保かおる 古沢ちい子 関口孫一郎

針谷正夫 大阿久岩人 千葉正弘

入野登志子 福富善明 大武真一

永田武志 岡賢治 中島克訓

事務局職員 事務局長 稲葉隆造 議事課長 田嶋 亘

課長補佐 金井武彦 主 査 藤澤恭之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	高橋	一典
保健福祉部長	奈良部	俊次
子ども未来部長	臼井	春江
市民生活課長	岸	千賀子
交通防犯課長	橘	唯弘
保険医療課長	藤平	恵市
環境課長	金子	一彦
環境課主幹	金田	卓博
斎場整備室長	若菜	正明
人権・男女共同参画課長	木村	正弘
大平市民生活課長	大久保	勝子
藤岡市民生活課長	勅使川原	幸枝
都賀市民生活課長	柏倉	博昭
西方市民生活課長	落合	明文
岩舟市民生活課長	海老沼	正人
福祉総務課長	藤田	洋介
障がい福祉課長	吉澤	健一
生活福祉課長	渡辺	正博
高齢福祉課長	首長	優子
参事兼地域包括ケア推進課長	鈴木	誠子
健康増進課長	福原	幸子
健康増進課主幹	松長	いづみ
子育て支援課長	石川	実博
子育て支援課主幹	稲葉	
保育課長	中野	達博

平成29年第1回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成29年3月10日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第 21号 とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業者審査委員会条例の制定について
- 日程第 2 議案第 29号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 30号 栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 31号 栃木市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 36号 栃木市大平子どもセンター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 44号 指定管理者の指定について（栃木市渡良瀬の里）
- 日程第 7 議案第 45号 指定管理者の指定について（栃木地区急患センター）
- 日程第 8 議案第 52号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 53号 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第5号）（所管関係部分）
- 日程第11 議案第11号 平成28年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第12号 平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第13号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第14号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第 1号 平成29年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）
- 日程第16 議案第 2号 平成29年度栃木市国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第 3号 平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第 4号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 日程第19 議案第 5号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算

◎開会及び開議の宣告

○委員長（広瀬昌子君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（広瀬昌子君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりです。

◎議事日程の報告

○委員長（広瀬昌子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第21号 とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業者審査委員会条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） おはようございます。本日はよろしく願いたします。

ただいまご上程いただきました議案第21号 とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業者審査委員会条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は11ページから14ページ、議案説明書は議案説明書（その1）の3ページであります。

先に議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書（その1）の3ページをごらんください。提案理由でございますが、とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業の受託事業者の選定に係る審査を行う附属機関として、とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業者審査委員会を設置するため、本条例を制定することについて議会の議決を求めるものであります。参照条文については、説明を省略させていただきます。

次に、議案書により説明を申し上げますので、議案書の11ページをごらんください。こちらは制定文でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、12ページをごらんください。各条文の概要を説明させていただきます。まず、第1条はとちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業の受託事業者の選定に当たり、受託希望事業者の審査等を公平かつ公正に実施するため、委員会を設置するというものであります。

第2条は、所掌事務として、事業者の募集に関する事項、事業者の審査及び評価に関する事項のほか、受託事業者の選定に関し必要があると認める事項としております。

第3条の組織については、委員5人以内をもって組織し、学識経験のある者のうちから市長が委嘱するとしております。

第4条は、任期であります。委嘱した日から受託事業者の委託契約を締結する日までとし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とするとしております。

第5条は、委員長及び副委員長を互選で定めるとしているほか、それぞれの職務を定めております。

第6条は、議会の運営方法として、委員長が招集し議長となること、委員の過半数が出席しなければ議会を開くことができないことなどを規定しております。

第7条の委員の責務については、公平かつ公正に審査及び評価を行わなければならないこと、業務上知り得た秘密を他に漏らしたり、自己の利益のために利用してはならないことなどを規定しております。

第8条は、意見の聴取として、必要に応じて委員以外の出席を求めることや、書類などの提出を求めることについて定めております。

第9条、庶務及び10ページの第10条、任期につきましては、説明を省略させていただきます。

最後になりますが、附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答方式でお願いをいたします。ありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） おはようございます。よろしく申し上げます。

まず、この条例を制定する前提として、この包括的業務委託事業の評価があると思うのですが、これまでクリーンプラザで12年間でしたっけ、包括的な業務委託をやってきたわけですが、その後の評価というのはどのようになっておりましたか。

○委員長（広瀬昌子君） 金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） 包括的業務委託事業の評価につきましては、前年度、平成27年度において包括的業務委託事業の可能性調査、この中で第三者機関としてコンサルタントに評価をお願いしておりまして、包括的業務委託事業としてやっていくことが望ましいという結果をいただいております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。

それで、この審査委員会条例をつくるわけですが、まず第3条で委員会は5人以内をもって組織するというので、この人数の5人以下というのはどういうことなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） お答え申し上げます。

今回の審査として、経営的な面、それから技術的な面として、複数の者から意見をいただきたいというふうに考えておまして、技術的な委員としては大学の先生や専門家というのですか、そちらから3名、また経営的なところからは2名を予定させていただきたいと考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 第6条で、過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによるということだと、5人といいますと可否同数ということはなくなるということですよ。1人議長になりますから、4人の委員によって採決が行われるというようなことだと思っておりますけれども、そういうことだと思っておりますけれども、どうなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） ただいまのご質問は、可否同数のときということで議長が決めるという形にしたのは、5人以内なので、5人の場合は議長が1人いて4人になりますので、同数のときは議長に決めていただくというような内容でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 無駄な質問でした。

第6条で、委員会の会議は非公開とするということなのですが、この非公開とする理由なのですが、どういった理由なのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） お答え申し上げます。

審査委員会で決めていただくものは、入札に係る内容が主なものでございまして、事前にそれが特定の者に知れるということは、入札が公平公正に行われない可能性が出てきますので、基本的には非公開とさせていただきます。委員会のほうで、非公開にしなくてもいいというようなものがあった場合には、公開できるような内容としております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 本来なら公開でやって、逆にそういった入札関係の金額関係みたいなもので審議するときは、非公開とするというのが本来のやり方だと思いますけれども、その点はどのなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） 今回の内容的に、非常に高度な技術とか経営能力、そういったものを

審査していく内容ということで、今回は非公開とさせていただいたほうがいいというふうに事務局のほうでは考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 逆に市民から、この審議の状況を知りたいという場合はどういった方法があるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） 審査結果につきましては、もちろん公表してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その審査結果というのは、何回か委員会が開かれますよね、その都度議事録というのですか、そういうのは公開すると。公開というか、見られるということでよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） 基本的には、最初の2回程度は審査の内容と申しますか、入札に係る要領というのですか、要領の決定あるいは仕様書を決定する部分ということで、これについてはあくまでも入札公告という形で公表になるというふうに考えております。

審査を行うのは、ヒアリングを含めて提案いただいたものを審査していくわけですが、それについては議事録を含めた形で公表ができるようなことにはしていきたいというふうには考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 今に関連することですけれども、以前は広域事務組合があつて、さまざまなことはそこで議論がされたということなのですが、こちらの所管になりましたので、市民への公表ということもそうですけれども、我々議会の中でどういうふうに透明性を図っていくかということが重要なと思いますが、その辺はどのようにこれから進めていくおつもりなのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） 議会の方への説明といたしましては、議員研究会等を開催させていただいて、節目節目で公表していきたいというふうには考えております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第21号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第2、議案第29号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第29号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては56ページから59ページ、議案説明書は議案説明書（その2）の19ページから23ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書（その2）の19ページをお開き願います。提案理由であります。平成29年度における介護保険料率の特例を設けるため、栃木市介護保険条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要でございますが、概要の前に、まず現在の栃木市の第1号被保険者、65歳以上の介護保険の保険料率でございますけれども、これにつきましては平成27年から平成29年までの料率が定まっているところで、11段階の所得段階別保険料という形で決めさせていただいているところでございます。この料率につきましては3年間据え置きでございますが、実際の保険料を算定する場合におきましては前年度の所得、これによりまして保険料率表のどこに該当するかという部分のところを判定して保険料を決定していくというような、そのような流れになります。

今般、介護保険法施行令の改正によりまして、この保険料の算定に当たり前年の所得という部分のところの中には、当然ながら土地の売買等の譲渡所得も今まで含まれていたわけでございますけれども、この譲渡所得については特別控除を行うことができるようにというような改正になりました。つまり前年所得から、譲渡所得を除くという部分のところでは保険料率を定めていいというような、そのような形の改正が行われました。そのために、規定の整理及び平成29年度における保険料率の特例、これを設けさせていただきたいというものでございます。

今回国の改正は、来年度ではなくて平成30年度から全国一律導入をするという部分のところがございますが、市町村によっては市町村の判断で平成29年度から前倒し実施をしてもよろしいというような、そのような形の改正でございます。本市におきましては、近年公共用地の売買等譲渡所得が発生する事案も増えてきている部分もございますので、国の平成30年度を持つのではなく、平成29年度から前倒しで実施をさせていただきたいということで、今回上程をさせていただいたところでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、20ページ、21ページをお開き願います。ここが、改正する条例の新旧対照表でございますけれども、まず一番上、第20条につきましては、文言を整理させていただいた部分でございます。

続きまして、その下、附則の部分のところでございますが、ここに第14条という項目を新たに追加いたします。条例の第3条において規定しております保険料率について、平成29年度限りの特例をここに追加させていただくというものでございます。先ほど申し上げましたように、本市は現在11段階の所得段階別保険料を設定しておりますので、この附則第14条も（1）いわゆる第1号から次のページにわたりまして第11号という部分のところ、それぞれの所得段階の部分のところ譲渡所得を控除して、この金額に固定をするというような形で、それぞれの保険料を設定させていただくという部分のところでございます。

さらに、23ページ一番下の第2項の部分のところでございますが、低所得者につきましては国が今特別減免制度を設けておりますので、それも反映させていただくという部分のところをここに追加しているところがございます。以上で、新旧対照表の説明を終わります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の56ページをお開き願います。このページは条例改正の制定文で、議案第29号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてということで、栃木市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするというものでございます。

次の57ページからの本文は新旧対照表で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

59ページ、一番下でございますけれども、附則がついてございます。この条例の施行日を平成29年4月1日にしたいというものでございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 1つ聞きたいと思います。

これの改正になった場合に、対象者というのですか、これ難しいと思うのですけれども、どのぐらい、パーセンテージでもいいのですけれども、ちょっとわかればお願いします。

○委員長（広瀬昌子君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 譲渡取得ですので、なかなか対象者の把握は難しいところではありますが、平成28年度にもし仮にこのような形の制度が入ったという、そういう前提で考えてみますと、平成28年度で介護保険料がかかっている方に譲渡所得が含まれている方が359人いらっしゃいます。そのうち、今回の制度が恐らく該当になるであろうと思われる方が111人おります。該当になって111人なのですけれども、その中でも実は保険料の段階が、譲渡所得が少なくて変わらないという方もいらっしゃいますので、実際反映される方が84人、額にすると300万円強ぐらいの金額というような部分のところでご考えているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 介護保険条例の本則のほうで第3条の保険料ということで、第3条で（1）からずっと。それに見合った形で改正もされているのですけれども、特に本則のほうの（2）、（3）、（4）、違う（1）、（2）、（3）か。例えば（2）か……いいのか。ちょっと間違えたかな。ごめん、間違えた。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第29号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第3、議案第30号 栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） ただいま上程いただきました議案第30号 栃木市学童保育施設

条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては60、61ページ、議案説明書につきましては（その2）の25から27ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書（その2）の25ページをお開きください。提案理由であります、栃木市立大平南小学校の児童が利用する学童保育施設を設置するため、栃木市学童保育施設条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、栃木市大平南学童保育を加えることでありまして、参照条文につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきますが、次ページの新旧対照表をごらんください。記載にありますとおり、第2条の表中、栃木市大平南学童保育の名称と実施場所を加えるものであります。

続きまして、議案書により説明させていただきますので、議案書の60、61ページをお開きください。議案第30号 栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、当条例の一部を改正する条例の制定文であり、次ページはさきにご説明させていただきました改正に係る条文の改め文を記載のとおり制定するものであります。

附則といたしまして、平成29年4月1日からの施行とするものであります。

以上、議案の説明を終わります。よろしくご審議のほうお願いします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 大平南学童保育が増設というか、新しく開設になったということで理解をしてよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） そのとおりであります。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） これは、人数が増えたためにとか、そういう理由なののでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 大平南学童保育につきましては、大平南小学校の外、校外にありまして、この後条例を上程させていただきますが、大平子どもセンターという別の施設で保育をしておりました。その場所から、今回は学校内、敷地内に移設をして、そこで学童保育を行うというものであります。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） そうしますと、西子どもの家もまだ存続しているような形になっているとい

思うのですけれども、それはどのようになるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 西子どもの家の下につけ加えるということで……申しわけございません。大平西子どもの家というのは、西小学校の校舎内には入れないのですけれども、西小学校の敷地内に子どもの家というものがあまして、そこに学童保育を設置しております。

もう一カ所、大平西第2学童保育というのがあるのですけれども、そこにつきましては公民館でやっております。その部分については、小学校のほうにはちょっとまだ空き教室、余裕教室がないので、そこは入りません。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） そうすると、子供たちが学校が終わってから移動するわけですけれども、距離的にはそれほど変わらないということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） ただいまのご質問は、西のことでよろしいでしょうか。

〔「西と南の両方」と呼ぶ者あり〕

○子育て支援課長（石川いづみ君） まず、大平南学童保育につきましては、距離的には長かったものが、小学校の敷地内にありますので、ほんの数分というか、敷地内ということで安心な距離ということであります。

西子どもの家につきましても、小学校の校舎から校庭を挟んだというか、校庭内にはありますので、距離的にはそんなには変わらないということになります。

○委員長（広瀬昌子君） よろしいですか。

質疑はありますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 大平南学童保育が新設させるということで、学校地内につくるということですが、学童保育としては一旦学校から帰宅して家庭に帰るといような種類の施設だと思っておりますけれども、そういった施設の中身はどのような感じになっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） ご質問の趣旨は、学童保育というものにつきましては、就労等によって家庭で保護、監護ができないという児童を対象に学童保育を実施しておりますので、家庭に帰るということではなくて、小学校からそのまま学童保育のほうの施設に向かい、そこで宿題をやったり遊びを通して、子供たちを適正な生活の場、健全な育成を図っているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それはわかっているのです。質問の仕方が悪いのかもしれないけれども、学童施設の施設のあり方ということで、やっぱり学校とは違う、家庭に戻れない人が家庭で過ごすの

と同じような条件を備えていないといけないと思うのです。そういったところで、新しくできたそういった家庭的な施設になっているのかということです。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 家庭的な施設というか、そういった教育なりの資格を持っている指導員がいて、保護者にかわって監護をするという意味を含めると、家庭的にというか、学習指導まではいきませんけれども、そういった意味で生活と遊びを通して、その場で家庭で監護しているという意味合いの、施設の設置としましては教室的なものづくりにはなってしまいますけれども、そういう意味を含めて整備はしております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第30号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第4、議案第31号 栃木市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） ただいまご上程いただきました議案第31号 栃木市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案書につきましては62及び63ページ、議案説明書につきましては（その2）の29ページから31ページであります。

まず初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書（その2）の29ページをお開きください。提案理由であります、児童福祉法の一部改正に伴いまして、栃木市遺児手

当支給条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要であります。引用条項の整理を行うものでありまして、参照条文につきましては記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきますが、次ページの新旧対照表をごらんください。記載にありますとおり、現行条文の第3条第2項第3号中の第6条の3を第6条の4に改めるものであります。

続きまして、恐れ入ります。議案書によりご説明いたしますので、議案書の62及び63ページをお開きください。議案第31号 栃木市遺児手当の支給条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、当条例の一部を改正する条例の制定文であり、次ページにさきにご説明申し上げました改正に係る条文の改め文を記載のとおり制定するものであります。

附則といたしましては、この条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上、議案の説明を終わります。よろしくご審議のほうお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第31号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第5、議案第36号 栃木市大平子どもセンター条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） ただいま上程いただきました議案第36号 栃木市大平子どもセンター条例を廃止する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案書につきましては74、75ページ、議案説明書につきましては（その2）の52ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書（その2）の52ページをごらんください。提案理由であります、大平子どもセンターを廃止するため、栃木市大平子どもセンター条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものであります。なお、参照条文につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

続きまして、議案書により説明させていただきますので、議案書の74、75ページをお開きください。栃木市大平子どもセンター条例を廃止する条例の制定についての当条例を廃止する条例の制定文並びに廃止する条例の附則といたしまして、平成29年4月1日からの施行とするものであります。

以上、議案の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第36号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第6、議案第44号 指定管理者の指定について（栃木市渡良瀬の里）を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第44号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては96ページ、議案説明書につきましては（その2）の、こちらも96ページに

なります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書（その2）の96ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市渡良瀬の里の管理を行わせる指定管理者を株式会社メディカルフィットネスとちの木に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案書の96ページをお開き願います。議案第44号 指定管理者の指定についてであります。次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるというものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市渡良瀬の里であります。

また、指定管理者に指定する団体につきましては、栃木市川原田町408番地3、株式会社メディカルフィットネスとちの木、代表取締役早乙女勇であります。

指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間であります。

今回の指定につきましては、本市初の自動更新による指定であり、これまでの管理実績が良好であったことから、来年4月からさらに5年間継続して指定管理を行わせたいというものであります。

以上で議案第44号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 初めての自動更新制度を使つての指定ということになりますけれども、メディカルフィットネスとちの木ですか、これに対する評価がいいということだったのだけれども、どんな点を評価しているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 今ご質問にございましたように、初めての自動更新ということでございますので、まずこの指定管理の管理状況につきまして、それぞれの指定管理者、今回で言えばメディカルフィットネスとちの木が自己評価をし、それを所管課であります私ども高齢福祉課のほうで2次評価をし、さらに第3次評価ということで、市のほうの選定委員会ですか、そちらのほうで第3次評価をするという形になりました。

特にすぐれた点として取り組まれた部分のところでございますと、1つは、これは議会本会議でも答弁ございましたように、利用者数につきまして多くの伸びを見せることができた。この要因の一つといたしましては、メディカルフィットネスとちの木、こちらが持っております、いわゆるスポーツドクター等を活用した健康相談、それらの部分のところも事業の中に取り入れていくという

ような、そのような取り組みが行われてきたこと。さらに施設経費の節減、これを十分に果たしていくというようなことができたこと。さらに施設の安全対策等でも、さまざまな取り組みをとることで、それぞれの分野においての評価が良好であったということで、今回自動更新に至ったところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 利用者数が増えていると、あと経費が削減されているということですが、経費削減については、やはりほとんどが人件費だと思うのですが、この点について働いている人たちの労働条件というのですか、そこら辺はちゃんとチェックを行っているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 各施設から人件費等につきましてもご報告いただいておりますので、その人件費の内容についても確認をさせていただいているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 指定管理者制度になってから、議会の役割というか、その指定するときだけなのです。そういった指定管理者の情報が全く入っていない中で、こういったできたかどうかというのを判断するというのはかなり難しいということで前々から言っているのですが、その管理状況なり、それを毎年議会にも報告すべきだと思いますけれども、どうなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） その件につきましては、恐らく渡良瀬の里に限らず、ある意味全ての指定管理という部分のところのことかと思っておりますので、当然市全体で指定管理業務を進めております担当課もでございますので、そちらのほうとも十分協議した上で進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第44号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第7、議案第45号 指定管理者の指定について（栃木地区急患センター）を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第45号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

議案書につきましては97ページ、議案説明書につきましても（その2）の97ページでございます。

それでは、まず議案説明書（その2）の97ページをごらんいただきたいと思います。議案第45号 指定管理者の指定についてということで、まず提案理由でございますが、栃木地区急患センターの管理を行わせる指定管理者を栃木市医師会に指定することについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては説明を省略させていただきますので、続きまして、議案書の97ページをごらんいただきたいと思います。指定管理者の指定の内容であります。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は栃木地区急患センターで、指定管理者に指定する団体は栃木市境町27番21号、栃木市医師会、代表者は会長横山孝典、指定期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間であります。

なお、急患センターにつきましては、休日及び夜間に比較的軽い症状の急病患者を受け入れる診療所ですが、平成32年の4月以降につきましては、とちぎメディカルセンターしもつがの中に急患センターを設置しまして、事業運営をメディカルセンターに依頼し、医師の配置については栃木市医師会が協力をするという方向で現在調整を進めておりますので、協議が調えば3年間にこだわらず、しもつが内に急患センターの開設をしたいと考えております。

以上で、議案第45号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第45号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第8、議案第52号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） それでは、議案第52号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

資料につきましては、追加議案書及び追加議案説明書、別冊になりますが、ごらんいただけますでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） よろしいでしょうか。では、お願いいたします。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） それでは、こちら追加議案書、追加議案説明書、今後説明の中では説明書と略させていただきますが、1ページから9ページをもとにご説明申し上げます。

初めに、説明書4ページからごらんください。提案理由といたしまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要といたしまして、就労継続支援A型事業者が定める運営規程に係る規定を加えること、就労継続支援A型事業者の就労の機会の提供に係る規定を加えること、就労継続支援A型事業者が利用者に支払う賃金及び工賃の額に係る規定を加えることとあります。参照条文につきましては、省略させていただきます。

ここで、就労継続支援A型事業という事業についてのご説明が必要かと思えます。申し上げます。本事業は、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である方に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う支援を提供する障がい福祉サービスでございます。

それでは、改正条文についてご説明申し上げますので、説明書6ページ、7ページをお開きください。第71条の次に第71条の2として、就労継続支援A型事業者が運営規程に定めるべき事項を第

1号から第13号まで加えました。

次に、第78条には新たに第3項を加え、事業者に対して就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならないという義務を加えました。

次に、説明書8から9ページになりますが、第79条第1項の次に第2項を加え、利用者に対する賃金について、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な収入を控除した額に相当する金額が利用者に支払う賃金の総額以上となる義務規定を設けました。

では、説明書1ページにお戻りください。1ページは、本条例の制定文になります。次の2ページ、3ページにつきましては、さきにご説明した新旧対照による改正の条文の改め文。附則として、施行日を平成29年4月1日から施行としたいと思います。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） この就労継続支援A型事業者ですけれども、まず事業者の件数というのですか、それともこの対象者というのがわかれば、人数がわかるようであればお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 就労継続支援A型事業所、本市内におきましては現在3カ所、栃木県内では49カ所ございます。A型の市内の支給決定人数については、ちょっと今数字を持ち合わせておりませんので、後でお答えさせていただきます。済みません。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 市内に3カ所あるということですが、これまでは運営規程を定める義務というのですか、それがなかったわけですが、実際はどのような形で今までやっていたのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） これまでも運営規程については、条例上生活介護という事業の中で運営規程の定めがありまして、それを準用するという形での規定でございました。

今回、就労継続A型事業者について新たに設けられたということになります。その理由としては、やはり就労継続A型という就労の機会の提供をする。それから、雇用契約を結ぶということで特に規定の中でも、新旧対照表の7ページをごらんいただきますと、第71条の2の第6号、いわゆるA型の事業で生産活動に係るものについての賃金であるとか工賃であるとか労働時間、作業時間、これについて定めるということが、今回の改正の主なものでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 賃金に関するものと、79条の2というところで利用者に払う金額総額を生産活動にかかわる事業の収入から生産活動に係る作業に必要な経費を控除したというものが、払う賃金の総額になるのだと思うのですけれども、大体これまでこの作業所というところでどの程度の賃金が払われたのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） このA型事業所につきましては、雇用契約を結んだ場合は、いわゆる栃木県の最低賃金が保障されるということになります。

議員がご質問の、いわゆるA型の中でも雇用契約を結ばない利用というのもありますし、あるいは雇用契約を持たない就労継続支援B型の事業所などもございます。これらについては、最低1カ月3,000円を超えるということが、まずラインでございます。なおかつ生産活動の収入から必要な経費、もちろん指導員等の人件費を除いた経費、生産に必要な例えば消耗品とか、そういったものを差し引いたものを配分しなければならないという規定がございます。おおむね栃木県内の就労継続支援B型の事業所ですと平均の工賃額が、正確な数字は今把握しておりませんが、1万4,000円台ぐらいでございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第52号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第9、議案第53号 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） ただいまご上程いただきました議案第53号 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

追加議案書及び追加議案説明書、先ほどと同じように以下説明書と称させていただきますが、10ページから17ページをもとにご説明申し上げます。

初めに、説明書13ページをごらんください。提案理由といたしまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

なお、本議案は前の議案第52号でご説明した栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定と関連性が強く、内容も類似しておりますので、一部説明を簡略化させていただきます。

改正の概要につきましては、前議案と同様でございますので省略をさせていただきます。参照条文についても同様でございます。

それでは、改正条文のご説明を申し上げますので、説明書14、15ページをお開きください。第179条に第3項を加え、就労継続支援A型事業者に対して就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならないという義務規定を加えました。

第180条では、第2項及び第6項を加え、賃金及び工賃に関し事業の収入から必要経費を控除した額以上に支払うこと、自立支援給付を工賃に充ててはならないことを加えました。

また、16、17ページにかかりますが、第184条の2としまして、事業者が運営規程に定めるべき事項を第1号から第13号まで加えたものでございます。

では、説明書10ページのほうにお戻りください。本議案の、こちらは制定文でございます。次の11、12ページにつきましては、改正に係る条文の改め文。附則としまして、施行日を平成29年4月1日から施行としたいと思います。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 今回の改正によりまして、賃金を初め、またそこにかかわる人員とか設備というのが、ある程度改正されるわけですが、それに対して実際にそのようになったのかどう

かということをごどこかでチェックしなければならないと思いますけれども、そこはどこで審査をするとか、そういう場合はどこにあるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 就労継続支援A型、それからB型の事業所につきまして、先ほど県内の平均工賃等の統計があると申し上げましたけれども、必ず年に1回県のほうから工賃額の報告を上げるようにしております。

また、本市におきましては栃木県知事の特例移譲によりまして、本来中核市や政令都市あるいは都道府県が行う事業指定、あるいは事業者の監査、実地指導等を行っております。その中で、賃金支払いの規定であるとか、実際の賃金の支払い状況等を確認しているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第53号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

（午前 9時59分）

○委員長（広瀬昌子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時10分）

◎発言の申し出

○委員長（広瀬昌子君） ここで、執行部より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 先ほど議案第52号で天谷委員からご質問のありました、就労継続

支援A型事業所の本市で利用されている方の人数でございますが、1月31日現在で47名でございます。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第10、議案第10号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構です。

岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の72、73ページをお開きください。2款1項15目諸費、補正額2,562万円の増額であります。説明欄2行目、国県支出金返還金（高齢福祉課）につきましては、低所得者利用者対策事業費補助金の精算確定により、超過交付分を返還するために増額するものであります。

次の国県支出金返還金（保育課）につきましては、平成27年度において概算払いで受け入れた国庫補助金である保育所等整備交付金及び県補助金である認定こども園施設整備費補助金について、実績報告に際して補助対象経費を精査した結果、不用額が発生し、それを返還する必要性が生じたため増額するものであります。

続きまして、76、77ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額1,504万5,000円の減額であります。説明欄1行目、職員人件費につきましては、職員課所管であります。給与及び共済費の決算見込み額を精査したことによりまして、不用額が生じることが見込まれるため減額するものであります。以下、職員課所管の職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、説明を省略させていただきます。

次の個人番号カード交付事業費につきましては、個人番号カードの作成等を委任している地方公共団体情報システム機構への交付金であります。今年度分の交付額が確定したことから、交付額に合わせるため減額するものであります。

続きまして、78、79ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、補正額4億3,161万円の減額であります。説明欄1行目の国民健康保険特別会計繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でありまして、保険税の低所得世帯軽減分等である保険基盤安定繰出金を額の確定に伴い増額し、出産育児一時金、人件費、事務費、赤字繰り入れ等の出産育児一時金等繰出金を決算見込み額により減額するものであります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計における事務費繰出金及び保険基盤安定繰出金の減額でありまして、額の確定に伴い減額するものであります。

次の後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合の運営費に対する市の法定負担金及び療養給付費の減額でありまして、額の確定に伴い減額するものであります。

次の地域福祉基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金の取り扱いの変更に伴い、地域福祉基金積立金を減額するものであります。

次の臨時福祉給付金給付事業費につきましては、支給対象者を多く見込んでいたことと、事務費に不用額が生じたことにより減額するものであります。

次の北部健康福祉センター整備事業費につきましては、設計等業務委託者選定の入札の実施に伴い、不用額が生じたため設計等業務委託料を減額するものであります。

次に、2目障がい福祉費、補正額4,110万7,000円の減額であります。説明欄の福祉タクシー料金助成事業費につきましては、タクシー券の交付者数が当初の見込みを上回っており、利用金額が増えていることから増額するものであります。

次に、自立支援医療費事業費につきましては、身体障がい者の軽減や改善するための医療の給付を行うものですが、医療費の支出が当初の見込みを上回って推移していることから増額するものであります。

次に、障がい者自立支援事業費につきましては、当初福祉サービスの支給量を多く見込んでいたことと、実際の利用量が少なかったことにより減額するものであります。

次に、障がい者等移送サービス事業費につきましては、普通乗用車での乗降が困難な障がい者等が通院する際などの外出支援策として行う事業ですが、障がい者の利用が当初の見込みを上回っていることから増額するものであります。

次に、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費につきましては、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度の難聴児の補聴器購入件数が当初の見込みを上回ったことから増額するものであります。

次に、3目高齢福祉総務費、補正額1億2,246万3,000円の減額であります。説明欄2行目の介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計における職員給与費の減額により繰出金を減額するものであります。

次の老人保護措置事業費につきましては、養護老人ホームの入所者が当初見込みを下回ったことから、委託料を減額するものであります。

次の老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、建設工事の工期延長等により施設整備が年度内に完了しない事業者に対する補助を次年度の工事完了後に行うため、本年度の補助金を減額するものであります。

次の低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業費につきましては、生活拠点のあつせんと生活支援の相談活動を行うモデル事業の採択を受けたことから、その準備費用を増額するものであります。

次の軽度生活援助員派遣委託費につきましては、事業利用が当初見込みを上回っていることから委託料を増額するものであります。

次の配食サービス事業費につきましては、事業利用が当初見込みを上回っていることから委託料を増額するものであります。

続きまして、80、81ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費、補正額8,474万9,000円の減額であります。説明欄2行目の学童保育事業費につきましては、学童保育指導員の賃金、旅費、委託料等が当初見込みを下回り、不用額が生じる見込みのため減額するものであります。

次の民間保育所運営委託費（けやき）、次の民間保育所運営委託費（大平中央）、次の民間保育所運営委託費（すみれ）につきましては、公定価格の単価の変動等により、当初の見込みより支出額が増加する見込みであるため増額するものであります。

次の認定こども園施設整備補助金につきましては、認定こども園にかかわる施設整備に対する補助金について、整備内容の見直しを行った園や補助申請を取り下げた園があったことなどにより、減額するものであります。

続きまして、2目児童措置費につきましては、補正額1億1,388万3,000円の減額であります。説明欄の児童扶養手当支給費につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費に不用額が生じる見込みのため減額するものであります。

次の児童手当支給事業費につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費に不用額が生じる見込みのため減額するものであります。

続きまして、3目母子福祉費につきましては、補正額135万円の増額であります。説明欄の不妊治療費助成事業費につきましては、不妊治療を受けている夫婦からの助成申請数及び助成額が増加したため、不妊治療費扶助費を増額するものであります。

続きまして、5目保育所費につきましては、補正額6,561万5,000円の減額であります。説明欄2行目の藤岡地域統合保育園整備事業費につきましては、廃園となりました部屋保育園の解体工事及び今年度から開園しました藤岡はとらんど保育園の駐車場整備工事について、入札等により不用額が生じたことから減額するものであります。

次のぬまわだ・大平東保育園解体事業費につきましては、廃園となりました大平東保育園の解体工事について、入札等により不用額が生じたことから減額するものであります。

続きまして、86、87ページをお開きください。3款4項1目災害救助費、補正額3,443万7,000円の減額であります。説明欄の被災家財等購入等補助金（平成27年9月豪雨災害）につきましては、当初補助対象世帯を多く見込んでいたことと、実際の補助申請件数が当初の見込みより少なかった

ことにより減額するものであります。

続きまして、88、89ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費、補正額3,616万3,000円の減額であります。説明欄2行目の健康診査事業費につきましては、集団健診受診者が当初の見込みより大きく上回っており、委託料が不足することから増額するものであります。

続きまして、2目予防費、補正額2,140万円の増額であります。説明欄、予防接種事業費、予防接種事故災害補償金につきましては、平成22年度に実施した子宮頸がん予防ワクチン接種を原因とする重度の健康被害者への損失補償として、市が加入する全国市長会予防接種事故賠償補償保険を財源とした補償金を支出するため、新たに補正するものです。

続きまして、3目環境衛生費、補正額2,400万円の減額であります。説明欄1行目の住宅用太陽光発電システム設置費補助事業費につきましては、個人住宅に太陽光発電システムを設置し、余剰を売電する場合に1キロワットにつき2万5,000円、上限4キロワット10万円まで補助するものであります。申請件数が前年より23%減となっていることから、減額するものです。

次の低炭素設備導入調査事業費につきましては、環境省が実施する地球温暖化防止推進のための低炭素設備導入調査補助事業に申請いたしましたが、不採択であったため減額するものであります。

続きまして、4目斎場費、補正額815万7,000円の減額であります。説明欄の斎場再整備事業費につきましては、昨年8月に事業進捗状況を踏まえた新斎場建設のスケジュール見直し等を行い、進入道路測量等調査業務委託、土地不動産鑑定及び評価業務手数料等を次年度以降に実施することになったため、減額するものです。

続きまして、90、91ページをお開きください。4款2項3目し尿処理費、補正額1,296万円の減額であります。説明欄の衛生センター管理運営委託事業費につきましては、衛生センター包括的業務委託事業のうち本年度に予定した修繕業務の一部を延期するため、減額するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

○委員長（広瀬昌子君） 藤田福祉総務課長。

○福祉総務課長（藤田正人君） それでは、続きまして歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

54ページ、55ページをお開きください。12款1項2目1節社会福祉負担金につきましては、221万円の減額であります。説明欄1行目、老人保護措置負担金につきましては、養護老人ホーム入所者が当初見込みを下回ったことから、入所者からの負担金を減額するものであります。

次の軽度生活援助員派遣負担金につきましては、事業利用が当初見込みを上回っていることから、利用者負担金を増額するものであります。

次の配食サービス負担金につきましては、事業利用が当初見込みを上回っていることから、利用者負担金を増額するものであります。

次に、2節児童福祉費負担金につきましては、475万6,000円の増額であります。説明欄、民間保

育所等児童保育費負担金につきましては、保育園に入所をする児童数が増加したこと等に伴い、児童の保護者からの保育費負担金を増額するものであります。

次に、14款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、3,835万8,000円の増額であります。説明欄1行目、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険の財政基盤の安定化を図る保険者支援分に対する4分の2の国庫負担金でありまして、額の確定に伴い増額するものであります。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、障がい者自立支援給付費の減額に伴い国庫負担金を減額するものであります。

次に、2節児童福祉費負担金につきましては、5,208万7,000円の減額であります。説明欄1行目、児童手当費負担金につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費の支出額が減額になる見込みのため減額するものであります。

次の児童扶養手当給付費負担金につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、児童扶養手当給付費の支出額が減額となる見込みのため減額するものであります。

次の特定教育・保育施設等施設型給付負担金につきましては、公定価格等の単価の変動等により、各施設への給付額の増額に対する国庫負担金分を増額するものであります。

56ページ、57ページをお開きください。2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金につきましては、254万5,000円の減額であります。説明欄、個人番号カード交付事業費補助金につきましては、個人番号カード交付に係る国庫補助金であります。国からの交付額が確定したことから、交付額に合わせるために減額するものであります。

次に、2目1節社会福祉費補助金につきましては、4,261万9,000円の減額であります。説明欄1行目、臨時福祉給付事業補助金につきましては、事業費の減額に伴い国庫補助金を減額するものであります。

次の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金につきましては、新設された同交付金を使い介護ロボットの追加導入及び介護施設の防犯対策強化を推進する事業所に対する補助の内示を受けたことから、増額するものであります。

次の高齢福祉事業費補助金につきましては、国のモデル事業である低所得高齢者等住まい生活支援モデル事業に対する補助の内示を受けたことから、増額するものであります。

次に、2節児童福祉費補助金につきましては、7,338万4,000円の減額であります。説明欄1行目、子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、放課後児童健全育成事業の運営に対する国庫補助金を減額するものであります。

次の保育所等整備交付金につきましては、認定こども園の保育園分に係る施設整備に対する補助金について、整備内容の見直しを行った園や補助申請を取り下げた園があったこと等により、対象経費が減額となったため国庫補助金を減額するものであります。

次に、3目1節保健衛生費補助金につきましては、2,000万円の減額であります。説明欄、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金につきましては、環境省が実施する地球温暖化防止推進のための低炭素設備導入調査補助事業に申請いたしましたが、不採択であったため減額するものであります。

58ページ、59ページをお開きください。15款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、4,107万9,000円の増額であります。説明欄1行目、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険税の低所得世帯軽減分に対する4分の3及び保険財政の基盤の安定化を図る保険者支援分に対する4分の1の県負担金でありまして、額の確定に伴い増額するものであります。

次の後期高齢者医療基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療保険料の低所得者軽減措置分に係る県負担金でありまして、額の確定に伴い減額するものであります。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、障がい者自立支援給付費の減額に伴い、県負担金を減額するものであります。

次に、2節児童福祉費負担金につきましては、638万4,000円の減額であります。説明欄1行目、児童手当負担金につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り扶助費の支出額が減額になる見込みのため減額するものであります。

次の特定教育・保育施設等施設型給付負担金につきましては、公定価格等の単価の変動等により、各施設への給付額の増額に対する県負担金分を増額するものであります。

次に、2項1目1節総務管理費補助金につきましては、641万5,000円の増額であります。説明欄、市町村生活交通路線運行費補助金につきましては、ふれあいバス及び蔵タクの運行に対する県補助金でありまして、当初は補助対象外と見込みましたが、運行の結果、補助要件を満たすこととなったものであります。

次に、2目1節社会福祉費補助金につきましては、8,016万円の減額であります。説明欄1行目、難聴児補聴器購入費等補助金につきましては、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度の難聴児補聴器購入件数が当初の見込みを上回ったことに伴い、県補助金を増額するものであります。

次の地域医療介護総合確保基金施設等整備交付金と、次の地域医療介護総合確保基金開設準備交付金につきましては、同基金を活用し整備を進めております施設整備の工期が伸びたことにより、年度内の完了ができないことから、次年度改めて申請するため、今年度におきましては減額するものであります。

次に、2節児童福祉費補助金につきましては、39万7,000円の減額であります。説明欄1行目、子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、放課後児童健全育成事業の運営に対する県補助金を減額するものであります。

次の安心子ども特別対策事業費補助金（保育課）につきましては、認定こども園の幼稚園部分に

係る施設整備に対する補助金について、県の認定こども園施設整備交付金が安心こども特別対策事業費補助金へ組み替えられたこと及び整備内容の見直しを行った園があったこと等により、増額するものであります。

次の認定こども園施設整備交付金につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、県の認定こども園施設整備交付金が安心こども特別対策事業費補助金へ組み替えられたことに伴い減額するものであります。

60、61ページをお開きください。8目2節民生施設災害復旧費補助金につきましては、246万2,000円の増額であります。説明欄、社会福祉施設等災害復旧費補助金につきましては、学童保育施設災害復旧事業費に対する県補助金を増額するものであります。

62、63ページをお開きください。20款5項4目2節雑入につきましては、3,212万5,000円の増額であります。説明欄1行目、病院群輪番制病院運営費負担金等（健康増進課）につきましては、平成22年度に実施した子宮頸がん予防ワクチン接種を要因とする重度の健康被害者への損失補償実施に当たり、その財源となる本市が加入する全国市長会予防接種事故賠償補償保険からの保険金の受け入れ先として増額するものであります。

以上で、歳入の説明は終わらせていただきます。

続きまして、第2表、繰越明許費補正、追加であります。お手数ですが、7ページをお開きください。表の2行目、2款3項個人番号カード交付事業につきましては、国から今年度交付決定した個人番号カード交付に係る国庫補助金を全額翌年度に繰り越すよう指示があったことから、繰り越しを行うものでございます。

次の3款1項老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、介護保険施設の施設整備の年度内完了が困難であること及び新規事業として追加された防犯対策強化事業が、次年度にまたがることから、繰り越しを行うものであります。

次の2項認定こども園施設整備補助金につきましては、補助いたします認定こども園1園の施設整備について、平成28年度から平成29年度までの2カ年事業として実施しておりますが、今年度に予定している進捗分の整備が完了しない見込みでありますことから、補助金を繰り越すものであります。

続きまして、第3表、債務負担行為補正（追加）であります。10ページをお開きください。1行目、平成28年度渡良瀬の里管理運営委託（指定管理管理者制度）につきましては、指定管理者自動更新制度の導入により、平成28年度に平成30年度から5年間の指定管理を行うための手続を開始することから、債務負担行為を行うものであります。

次の平成28年度栃木地区急患センター管理運営委託（指定管理者制度）につきましては、急患センターの管理運営に係るもので、平成28年度の指定管理期間が満了することから今年度中に指定管理者と契約を行うために、債務負担行為限度額に記載の限度額を追加させていただくものでありま

す。なお、急患センターは公募外選定で業者選定を進めることから、期間につきましては3年間となっております。

以上で説明は終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

質疑に際しましては、一問一答の方法により、またページ数もお知らせ願います。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 基本的には、77ページ、歳出のほうなのですけれども、個人番号カード交付事業費であります。

これについては、支出で減額の254万5,000円、またこっちで繰り越しに1,244万8,000円ということで、多分なかなか個人番号の普及が進まないのかなと読むのですが、状況をちょっとお伺いします。

○委員長（広瀬昌子君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 今現在マイナンバーのほうの交付のほうは、なかなか進んでいない状況と言われて、国のほうとしてもそういうふうな状況でございます。

栃木市のほうといたしましては、交付申請した数が1万4,529件、人口比で8.93%です。実際に個人番号の交付を受けた方、お手元に行った方は1万379件、人口比で6.38%でございます。繰り越しにいたしますのは、補助金のほうが確定しておりまして、国のほうの支出が確定しているのですけれども、平成28年度中には無理だということなので、平成29年度にそのまま繰り越すようにという指示があったものでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 国のほうの関係だと思うのですけれども、なかなか市のほうが指導というか、難しいところもあるのかなと思えますが、その点についてはどういうふうに今後お考えなのかお伺いします。

○委員長（広瀬昌子君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） これから確定申告等で、今皆さんお使いになっているところで必要だという方がいらっしゃると思いますので、そういうものにお使いになることにマイナンバーカードが有効であるというようなことをPRしながら、広報とホームページ等で広報していきたいというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連で、今の申告に必要だというようなことでありましたけれども、これは実際マイナンバーを記入しなくても申告は受け付けるということを聞いているのですが、その点ちょっと確認しておきたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 申告の場合、マイナンバーの記入をしなくても受け付けてもらうことになっております。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 歳出の81ページの学童保育事業費がマイナス1,000万円になっておりますけれども、その中身の内容を詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学童保育事業におきましては、今回早朝保育が今年の夏休みから始まったわけなのですが、早朝保育を始まるに当たり、時間外等々を指導員の賃金として見込んでいたのですが、シルバー人材センターにその不足の分をお願いして委託したりというものがあまして、そのときに早朝は30分ではあったのですが、その時間をシルバーにお願いしたものが半日4時間ということがあります。その分で約230万円強の賃金が減になりまして、指導員の通勤手当、旅費なのですが、通勤手当につきましても上限の5,400円を126人分の指導員の賃金の中で見込んでいたのですが、その上限の5,400円に当たる人が相当数ではなかったということで、通勤手当で約330万円強の減になります。

旅費につきましても、放課後児童支援員認定資格研修というのを受講するというので、指導員さん、支援員さんについては、その講習を受けていただいてきちりとした資格を受けていただくということで、全員5年間で受けるような計画を立てていたのですが、全員が一度に受けられるということではなくて、市町村で今年度から民間も含めて40人ということで限られてしまったので、旅費についても約96万円、100万円近く残ということになってしまいました。

委託料につきましては、民間学童保育について処遇改善事業というのをやるということで補助事業を行っているのですが、その賃金単価の改正が前提で始まっていた事業なのですが、それを受けていただいたのですが、人件費の総額と補助基準額の実績の見込みを比較した場合、少ないほうの額が補助基準額になるということが補助制度にはありますので、そういったものを比較して見込みを見た中で、その委託料については269万円、約270万円の残を見込んだということになります。

それで、もう一つ、口述にはなかったのですが、工事請負額の中で学童保育を設置すると

ということで赤麻学童保育を考えておりましたが、そこが今回は未着手でありましたので、その126万円が残ってしまったということで、今回はそれを減したということになります。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） いろんなことが合計した額ということなのですが、その中で早朝保育、これできて大変よかったなと思いますけれども、シルバー人材センターに委託をしているということなのですが、専門性とか、そういうことには問題ないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 基本的には、補助員という形でやっていただいた方と資格を持っていらっしゃる方と、いろいろな方をお願いして委託をしていたのですが、単価的には事務費を込めて単価880円で委託をさせていただきましたので、総額で約150万円強の委託をしたことになります。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連で学童保育、来年の資格研修を受けた者に対しては、この処遇を改善するとか、そういったことが来年度やられるようですねけれども、そこら辺をちょっと聞きたいのですけれども。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 今のところ認定資格研修を受けられた方につきましては、平成27年度で公営で9人、平成28年度で32人ということで、公営では41名の方が資格を更新されたというか、認定を受けられたのですが、今まで有資格者、教員とか保育士とかを持っておられた方については、単価的には無資格の方よりは単価は上がっていたのですが、これについてそれ以外の方についても、無資格だった方についても今回の研修を受けることによって、同じ有資格者としての単価ということで賃金を計算させていただいております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほど県全体で40名しか受けられなかったというようなことがありましたけれども、資格を持っていないでこういった学童保育をやっている方ですと、やっぱり研修によって資格を得て、それが賃金にもはね返るといって、そこら辺は今後全員が受けられるというか、そういうふうにはしないといけないと思うのですが、その点についてはどうなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 議員おっしゃるとおり全員が受講するというので、計画的に申し込みをしているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 歳入歳出にかかわってきますけれども、まず57ページの国庫支出金の中で、二酸化炭素排出抑制対策が不採択になったということなのですからけれども、予算のときにこれを調査するという説明を受けました。果たして2,000万円でどれだけ効果があるのかどうか、ちょっと私もどうなのかなというふうには思っておりましたけれども、その内容についてももう一回お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） お答えいたします。

まず、残念ながら不採択となってしまったわけなのですが、不採択となった理由については、今回説明は国のほうからはございませんでした。

この事業の内容なのですが、事業概要なのですが、まず自治体の複数の施設が対象となっております。照明とか空調、または給湯などを同時に修繕いたしまして、その費用対効果、投資回収必要年数等で低炭素設備導入調査、この導入調査につきましての2,000万円は全額の補助ということでありました。大変CO₂削減に効果的な事業ということで手は挙げたのですが、今回不採択となってしまったわけなのですが、今後においてもこのような事業、またあるということは聞いておりますので、再度手は挙げたいと思っております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 今後、そういった事業があったら手を挙げていくということなのですからけれども、環境に、例えばこういう電柱とかLEDにしたりということで、電気料の削減とか何かを計算するというか、実際に行ったのと以前でどうだったのか、どういう調査なのか、その中身をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） その際はコンサルが入りまして、まず数字で出して、効果があるかどうかということを出してまいります。それに基づいて、その施設がこの制度に該当するか否か、その辺を判断していくことになっております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 大変わかりにくいのですが、効果があるかどうかというのを調査して、その後どういった改善をしていくという工程になるわけでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） その後なのですが、もし今回この調査2,000万円通った場合のその後の

話としましては、低炭素の設備の導入調査、その後今度は具体的に工事に入ってまいります。上限が8,000万円で3分の1なのですが、そちらのほうの導入という形になってまいります。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） たしか説明のときに、コンサルの委託料というふう聞いたような気がするのですが、コンサルに2,000万円かけて、果たしてそれだけの効果があるのかどうか、自前で何かできないのかという気がしないでもないのですが、いかがでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） これとはちょっと離れるのですが、ほかにLEDの導入ということで、市内の13校に対してLEDのリース事業ということを実際にいたしました。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） ただいまの話のように、やはりそういった費用を違うところに、実際に削減できる費用にかけるということも重要だと思いますので、その点は積極的に進めてもらったほうがいいのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これは不採択になってしまったということで、不採択になったから、ではこの事業はやめるのかというようなことになりますよね。やっぱり重要だから手を挙げたということで、今後そういう国の補助制度があったらまたやりたいというような今雰囲気だったけれども、実際はなくてもこういった事業を進めて、温暖化に対する対策をとっていくべきだと思いますが、今後の対応としてはどういうふう考えているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） 国の補助があればまた申請はしていきますが、もしないとしても、当然CO₂の削減は市としても図っていくべきものでございますので、進めていきたいと考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 89ページなのですが、22節で予防接種事業費の予防接種事故災害補償金、これは子宮頸がんの補償ということでさっき説明があったのですが、この対象者を含めまして、今現状はどのような接種状況になっているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 子宮頸がんの健康被害者に関しては、この方1名でございます。

あとは、昭和47年当時に種痘という予防接種、国の定期接種なのですが、これを受けた方が今現

在健康被害ということで、国のほうで障害年金等の支給をしているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 今1名というお話があったのですが、それは平成28年度でしょうか、それとも今までのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 今まででございます。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 今この子宮頸がんワクチンの接種に関しては、新聞等でかなり論議されている部分かなと思うのですが、市から指導とか、市としてのお考えというのはどのようにお持ちなのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 子宮頸がんを初め予防接種につきましては、そのときの体調であるとか、いろいろな要件が重なって、必ずしも100%健康被害がないということではございませんので、当然定期接種の場合については、国のほうで救済制度を設けております。また、市のほうで実施している任意接種については全国市長会の保険のほうに加入しまして、健康被害が出た場合には対応するというところで備えをしているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 79ページですけれども、一番上の国民健康保険特別会計繰出金がかなりの減額になっておりますけれども、この要因はどういったことなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

まず、国民健康保険特別会計繰出金なのですが、保険基盤安定繰出金につきましては増額になっています。これは、低所得者対策のための繰出金になっております。また、出産育児一時金等繰出金が4億6,970万5,000円ほどの減額というふうになっておりますけれども、これは主に被保険者数の減に伴うものが主でございますが、それとこの中で赤字繰入金についても減額をしてございます。これにつきましては国保歳出におきまして、国保の被保険者の減少に伴いまして一般被保険者に係る療養給付費の減額、また後期高齢者支援金、介護納付金の減額によりまして歳出が減っている分、一般会計からの繰り出しを減らしたというものでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 被保険者数が減っているということですが、見込みとどの程度違ったのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 平成26年度当初ですと、約4万6,130人ほどの被保険者数を見込んでおりましたけれども、現時点平成29年の2月現在ですと4万3,151人ということで、2,000名近くの減額になっているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） あとは、国保会計のほうでちょっと質疑したいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第10号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第11、議案第11号 平成28年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第11号 平成28年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の15ページをお開きください。

平成28年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9億7,076万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213億9,680万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明をいたしますので、146、147ページをお開きください。1款1項1目一般管理費につきましては、補正はありませんが、歳入の減額補正に伴い財源内訳が変更になるものであります。

148、149ページをお開きください。2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額3億7,000万円の減額であります。説明欄、一般被保険者診療報酬支払い経費につきましては、一般被保険者の減少等により支出額が減になると見込まれるため、減額補正するものであります。

2目退職被保険者等療養給付費、補正額9,000万円の減額であります。説明欄、退職被保険者等診療報酬支払い経費につきましては、退職被保険者の減少により支出額が減によると見込まれるため、減額補正するものであります。

3目一般被保険者療養費につきましては、補正はありませんが、歳入補正に伴い財源内訳が変更になるものであります。

150、151ページをお開きください。2款2項1目一般被保険者高額療養費につきましても補正はありませんが、歳入の補正に伴い財源内訳が変更になるものであります。

152、153ページをお開きください。2款4項1目出産育児一時金につきましても、歳入の減額補正に伴い財源内訳が変更になるものであります。

154、155ページをお開きください。3款1項1目後期高齢者支援金、補正額865万3,000円の減額であります。説明欄、後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者医療に対する支援金として社会保険診療報酬支払基金に支払うものでありまして、支援金の確定額に合わせ減額補正するものであります。

156、157ページをお開きください。4款1項1目前期高齢者納付金、補正額123万7,000円の減額であります。説明欄、前期高齢者納付金につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者に係る医療費の財源調整を行うため、社会保険診療報酬支払基金に支払う納付金でありまして、確定額に合わせ減額補正するものであります。

158、159ページをお開きください。6款1項1目介護納付金、補正額6,805万3,000円の減額であります。説明欄、介護納付金につきましては、40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者に係る納付金として、社会保険診療報酬支払基金に支払うものでありまして、納付金の確定額に合わせ減額補正するものであります。

160、161ページをお開きください。7款1項1目高額療養費共同事業医療費拠出金、補正額6,569万3,000円の減額であります。説明欄、高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、高額な医療が発生した場合の財政の安定化を緩和する共同事業の拠出金として、国保団体連合会に拠出するものでありまして、確定額に合わせ減額補正するものであります。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額3億6,712万6,000円の減額であります。説明欄、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、財政運営の安定化と保険者間の負担の平準化を図る共同事業の拠出金として、国保団体連合会に拠出するものでありまして、確定額に合わせ減額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明をいたしますので、140、141ページにお戻りください。4款1項1目1節現年度分、補正額4億2,686万1,000円の減額であります。説明欄、療養給付費等介護給付費納付金、後期高齢者支援金につきましては、費用額に対する国の100分の32の負担金でありまして、交付見込み額に合わせ補正するものであります。

2目1節、補正額1,642万3,000円の減額であります。説明欄、高額医療費共同事業負担金につきましては、高額な医療が発生した場合の財政の不安定化を緩和する共同事業の拠出金に対する国庫負担金でありまして、拠出金の額の確定に伴い国庫負担金が減額するため、減額補正するものであります。

4款2項1目1節普通調整交付金、補正額1億7,476万3,000円の減額であります。説明欄、普通調整交付金につきましては、保険者間の財政力の不均衡を調整するため国から交付されるものでありまして、交付見込み額に合わせ減額補正するものであります。

5款1項1目1節、補正額6,588万1,000円の減額であります。説明欄、現年度分につきましては退職被保険者等の医療費等に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金でありまして、交付見込み額に合わせ減額補正するものであります。

2節、補正額2,142万6,000円の増額であります。説明欄、過年度分につきましては平成27年度の療養給付費等交付金の精算の結果、追加交付となったため増額補正するものであります。

6款1項1目1節、補正額3億3,908万5,000円の増額であります。説明欄、現年度分につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者に係る医療費の負担の平準化を図るため、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでありまして、交付見込み額に合わせ増額補正するものであります。

142、143ページをお開きください。7款1項1目1節、補正額1,642万3,000円の減額であります。説明欄、高額医療費共同事業負担金につきましては、高額な医療が発生した場合の財政の不安定化を緩和する共同事業の拠出金に対する県負担金でありまして、拠出金の額の確定に伴い県負担金が減額となるため、減額補正するものであります。

7款2項1目1節、補正額9,729万4,000円の減額であります。説明欄、安定化調整交付金につきましては、保険者間の財政力の不均衡を調整するため県から交付されるものでありまして、交付見込み額に合わせ減額補正されるものであります。

次の8款1項2目1節、補正額3億6,712万6,000円の減額であります。説明欄、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、財政運営の安定化と保険者間の負担の平準化を図る共同事業の交付金として国保団体連合会から交付されるものでありまして、交付見込み額に合わせ減額補正する

ものであります。

次の10款1項1目1節保険基盤安定繰入金、補正額1億8,096万5,000円の増額であります。説明欄、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては、低所得者の保険税軽減分に対してであり、次の保険者支援分につきましては、財政安定化を図るため、低所得者の人数に応じて一般会計から繰り入れるものでありまして、算定の結果、繰入額が増額となるため増額補正するものであります。

2節その他一般会計繰入金、補正額4億6,970万5,000円の減額であります。説明欄、出産育児一時金繰入金、財政安定化事業繰入金、人件費繰入金、事務費繰入金については減額となりますが、地方単独事業保険給付費繰入金については増額となります。

144、145ページをお開きください。赤字繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でありまして、決算見込み額に合わせ補正するものであります。

11款1項2目1節、補正額1億2,223万8,000円の増額であります。説明欄のその他繰越金につきましては、平成27年度決算剰余金でありまして、決算見込み額に合わせ増額補正するものであります。

以上で、栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほどの一般会計の補正でもちょっと質疑をしましたがけれども、149ページでよろしいのでしょうか、被保険者の減少ということでありました。その結果が、こういった保険給付費が減ったということですがけれども、2,000人減っているというのは、どんな要因があるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 被保険者の減少の原因なのですが、やはり高齢化に伴いまして、後期高齢者医療のほうにシフトしていく方が増えていくというようなことが主な要因であると。また、社会情勢によりまして、どうしても人口減少に伴うものも含めまして、減少しているということがございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それで繰入金、145ページ、赤字繰入金が4億1,200万円ほど減額になっておりますけれども、全体というか、幾ら赤字繰り入れを今回しているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 赤字繰入金につきましては、当初予算で7億6,642万1,000円を予算計上してございます。今回補正で4億1,263万5,000円を補正減いたしましたので、補正後の予算額としましては3億5,360万6,000円でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、被保険者が4万何千人と言いましたけれども、1人当たりどのくらいの赤字繰り入れになるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 約なのですが、8,900円になるかと思います。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第11号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第12、議案第12号 平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第12号 平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の19ページをお開きください。

平成28年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,546万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,555万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるといふものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明をいたしますので、170、171ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額150万円の減額であります。説明欄1行目、職員人件費につきましては職員課所管となりますが、給与及び共済費の決算見込み額を精査したところによりまして、不用額が生じることが見込まれるため減額補正するものであります。

次のページになりますが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額2,696万円の増額であります。説明欄1行目、後期高齢者医療広域連合保険料負担金につきましては、保険料等が当初見込みを上回ることに伴い、広域連合に納付する負担金に不足が生じるため、補正増をするものであります。

次の後期高齢者医療広域連合保険基盤安定制度負担金につきましては、保険料の低所得者軽減額が減額したことに伴い、補正減するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、168、169ページにお戻りください。1款1項1目1節後期高齢者医療特別徴収保険料、補正額1,400万円の減額でございます。

次の2目1節後期高齢者医療普通徴収保険料現年度分、補正額7,200万円の増額であります。説明欄、特別徴収保険料と普通徴収保険料現年度分につきましては、被保険者数が当初の見込みを上回るなど、総額で保険料を補正増するものでありますが、当初見込んでいた科目ごとの保険料に増減が生じたことから補正を行うものであります。

4款1項1目1節事務費繰入金、補正額748万円の減額であります。説明欄、事務費繰入金につきましては、職員人件費の減額及び前年度繰越金の増額に伴い、一般会計からの事務費繰入金を補正減するものであります。

次の2目1節保険基盤安定繰入金、補正額3,104万円の減額であります。説明欄、保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の低所得者軽減措置分に対する4分の3の県負担金と4分の1の市負担金を合わせて一般会計から繰り入れるもので、広域連合への負担金が減額したことに伴い補正減するものであります。

次に、5款1項1目1節前年度繰越金、補正額598万円の増額であります。説明欄の前年度繰越金につきましては、平成27年度の決算剰余金でありまして、決算見込み額により補正増するものであります。

以上で、栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 169ページですけれども、歳入で後期高齢者医療の保険料の部分で、特別徴収は減って普通徴収が増えているということですが、全体的にどのくらい人数が増えているのか、全体的というかこの2つの項目、どういった状況でこうなっているのか、伺いたいと思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 保険税につきましてなのですが、特別徴収保険料また普通徴収保険料の当初予算の組み方なのですけれども、当初ですと特別徴収保険料に70%、普通徴収保険料に30%というような組み方を当初はしております。人数でいきますと、当初ですと被保険者数が総計2万2,100名、特別徴収のほうは1万5,470人ということで積算してございます。普通徴収のほうにつきましては3割ということで、6,630名ということでの当初予算でございました。

今回の補正増ということになってございますが、金額が非常に上がってきたということで、人数については当初予算から比べると、かなりの増減がございまして。ちなみに、人数でいきますと特別徴収のほうですと1万8,861名、普通徴収で3,832名ということで、普通徴収のほうはかなり減額になっているわけですが、それでも補正増になっているというところなのですが、これについてはどうしても新規の加入者、新規取得者が入ってきますと、最初は普通徴収のほうでの徴収になります。その分、かなり当初の金額よりも増えたということが言えるのかと思っております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、普通徴収で低年金というのですか、そういった方が増えているということではなくて、途中で新加入者が増えたということで、普通徴収が増えているという理解でよろしいわけですか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 委員の言われるとおりでございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第12号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午前11時19分）

○委員長（広瀬昌子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時35分）

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第13、議案第13号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木地域包括ケア推進課長。

○参事兼地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） ただいまご上程いただきました議案第13号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）についてご説明を申し上げますので、補正予算書の23ページをお開き願います。

平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,622万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億1,372万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

まず、歳出につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の188、189ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費の補正額は、2,197万9,000円の減額であります。説明欄1行目、職

員人件費につきましては職員課所管となりますが、給与及び共済費の決算見込み額を精査したことによりまして、不用額が生じることが見込まれるため減額補正するものであります。

次の区市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、決算見込み額を精査したことによりまして、不用額が生じることが見込まれるため減額補正するものであります。

次の介護保険総務費（栃木）につきましては、関係書類の郵便料、システム保守委託料を減額補正するものであります。

次の介護保険システム改修事業費につきましては、介護保険料算定方式の改正に伴うシステム改修が必要となったことから、改修に要する委託料を増額補正するものであります。

次の190、191ページをお開き願います。2款1項1目居宅介護サービス給付費の補正額は、1億6,257万5,000円の減額であります。説明欄の居宅介護サービス給付費につきましては、国の制度改正で1日の利用定員18人以下の要介護者を対象とした小規模な通所介護事業が次の3目の地域密着型介護サービス給付費に移行したことから、給付実績により減額補正するものであります。

3目地域密着型介護サービス給付費の補正額は、1億6,057万5,000円の増額であります。説明欄の地域密着型介護サービス給付費につきましては、1目の居宅介護サービス給付費からの移行により、給付実績を踏まえ増額補正するものであります。

次の192、193ページをお開きください。2款5項1目高額医療合算介護サービス費の補正額は、200万円の増額であります。説明欄の高額医療介護合算介護サービス費につきましては、介護保険と医療保険の自己負担額が合算して高額となった場合に償還するもので、給付実績により増額補正するものであります。

次の194、195ページをお開き願います。4款1項1目介護給付費準備基金積立金の補正額は、9,872万6,000円の増額であります。説明欄の介護給付費準備基金積立金につきましては、同基金への積立金を増額補正するものであります。

次の196、197ページをお願いします。5款1項1目二次予防事業費の補正額は、5,462万円の減額であります。説明欄の二次予防事業対象者把握事業費につきましては、業務委託の入札の結果、事業費が当初見込みを下回ったことに伴い、減額補正するものであります。

次の介護予防通所事業費につきましては、介護予防教室業務の入札の結果、当初見込みを下回ったことに伴い、減額補正するものであります。

次の総合事業第1号訪問事業から、以下の第1号通所事業、第1号生活支援事業、介護予防ケアマネジメント事業、審査支払手数料につきましては、総合事業対象者が利用するサービスに係る事業費となるところでありますが、総合事業の開始時期を平成29年4月からとしたことに伴いまして、減額補正するものであります。

2目一次予防事業費の補正額は、400万円の減額であります。説明欄、はつらつセンター事業費につきましては、事業委託料が当初見込みを下回ったことに伴い減額補正するものであります。

次の198、199ページをお願いします。5款2項8目認知症地域支援・ケア向上事業費の補正額は、190万円の減額であります。説明欄、認知症地域支援・ケア向上事業費につきましては、認知症の状態に応じたサービスガイドラインとなります。認知症ケアパスの作成の入札の結果、当初見込みを下回ったことに伴い減額補正するものであります。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、184、185ページをお開きください。4款2項地域支援事業費交付金となるところであります。2目1節現年度1,465万5,000円の減額、1つ飛びまして3目1節現年度74万1,000円の減額であります。いずれにおきましても、先ほどの地域支援事業費の減額に伴い、国からの交付金を減額するものであります。

次の2節過年度分228万9,000円の増額、さらに次の2節の過年度分242万9,000円の増額であります。いずれにいたしましても、平成27年度精算に伴い国からの交付金を増額するものであります。

次の4目1節介護保険事業費補助金は、84万9,000円の補正を増額するものであります。介護保険システム改修に要する国からの交付金を増額するものであります。

5款1項1目支払基金となるところであります。1目2節の過年度分につきましては、補正額1,442万円の増額であります。保険給付費の法定の交付金分で、平成27年度精算に伴い支払基金からの交付金を増額するものであります。

次に、2目1節現年度分は1,641万3,000円の減額であります。先ほどの国庫補助金と同様に、地域支援事業の減額に伴い支払基金からの交付金を減額するものであります。

6款1項1目2節過年度分1,262万6,000円の補正増額であります。先ほどの支払基金と同様に、保険給付費の法定の交付金分で、平成27年度精算に伴い県からの交付金を増額するものであります。

次の6款3項は県からの交付金ですが、1目1節現年度分732万8,000円の減額、1つ飛びまして2目1節現年度分37万1,000円の減額であります。先ほどと同様に、いずれも地域支援事業の減額に伴い県からの交付金を減額するものであります。

次の2節過年度分114万4,000円の増額、1つ飛び、過年度分121万4,000円の増額であります。いずれにいたしましても、平成27年度の精算に伴い県からの交付金を増額するものであります。

次の186、187ページをお開きください。9款1項2目1節現年度分732万8,000円の減額、3目1節現年度分37万円の減額であります。いずれにいたしましても、地域支援事業の減額に伴い一般会計からの繰入金を減額するものであります。

4目1節職員給与費等繰入金は、補正額2,363万8,000円の減額であります。説明欄、職員給与費等繰入金につきましては、一般管理費に補正計上した職員人件費分の減額に伴い、繰入金を減額補正したいというものであります。

2節事務費繰入金は、補正額80万9,000円の増額であります。説明欄、事務費繰入金につきましては、介護保険システム改修に伴う一般会計からの事務費繰入金を増額補正するものであります。

10款1項1目1節前年度繰越金につきましては、補正額5,129万1,000円の増額であります。説明

欄、前年度繰越金につきましては、今回の補正財源に充てるため前年度繰越金の一部を繰り越すもので、増額補正するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 195ページ、介護給付費準備基金積立金9,800万円ほどの増額補正ですけれども、この基金は今現在どのくらいあるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 基金の残高でございますけれども、平成28年、前年度末の時点で4億5,900万円強でございます。今年度の部分のところの出し入れ等を踏まえまして、最終的には今年度末4億2,000万円弱ぐらいの残高になる予定でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、今後第7期の計画が始まりますけれども、十分この基金を使って保険料を安くするとか、そういった手当が必要かと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 第6期の今の計画の段階のときに、この保険料の取り崩しを国が特別に認めまして、保険料の上昇を抑えるという、そういうことを行いました。

第7期の部分については、まだ指示は来ておりませんが、同様な形のものが出れば、当然ながら基金残高を見ながら、ある程度保険料の上昇の抑制という部分のところには努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） よろしくお願ひします。

それから、197ページ、総合事業費、地域支援事業です。これは、平成29年度に5つの事業がありますけれども、事業というか項目がありますけれども、平成29年度からということ、この予算を立てる時点では、この総合事業をやろうとしていたわけでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○参事兼地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） そのとおりであります。10月から開始ということで

立てていたところですが、事業所の理解を得ることがまず必要であろうということで、平成29年の4月からということで見送ったところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 事業所の理解が得られなかったということだと思いますけれども、その事業所のと話し合いというのは平成29年度から始まるわけですがけれども、順調に進んでいるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○参事兼地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 今回介護相当のサービス、あるいはその緩和型サービスを構築するに当たりましては、事業所の方々から、皆さんからご意見をいただいて進めております。

また、事業所に対する説明会も年内に、10月、12月あるいはケアマネージャーに対しても行っておりまして、平成29年4月から開始するに当たって理解を得ていると思っております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第13号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第14、議案第14号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木地域包括ケア推進課長。

○参事兼地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） ただいまご上程いただきました議案第14号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の補正予算（第2号）についてご説明を申し

上げますので、補正予算書の27ページをお開き願います。

平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,288万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるといふものでございます。

まず、歳出につきましてご説明いたしますので、補正予算書212ページ、213ページをお願いいたします。1款1項1目介護予防サービス事業費の補正額は、80万円の減額であります。説明欄、職員人件費につきましては職員課所管となりますが、決算見込み額を精査したことによりまして、不用額が生じることが見込まれるため減額補正するものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたしますので、210、211ページにお戻り願います。1款1項1目1節介護予防サービス計画費収入の補正であります。111万4,000円の減額であります。説明欄、介護予防サービス計画費収入につきましては、要支援の介護予防サービス計画、いわゆるケアプランの作成費となるところでありますが、当初の見込みを下回ることから、また先ほどの職員人件費が増額となることから、減額するものであります。

2款1項1目1節職員給与費等繰入金は、補正額13万3,000円の増額であります。説明欄、職員給与費等繰入金につきましては、先ほどの介護予防サービス計画費収入の減額に伴いまして、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

3款1項1目1節前年度繰越金の補正額は、18万1,000円の増額であります。説明欄、前年度繰越金につきましては、平成27年度の精算に伴いまして、繰越金を増額するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 211ページ、介護予防サービス計画費収入、見込みより減ったということでもありますけれども、その要因はどのように考えているでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○参事兼地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 当初、昨年が少なかったためにちょっと補正などし

たところでありまして、平成28年度におきましては収入のほうを少し多く見込んだところでありまして、1万580件ほどの当初見込みでありました。現在におきましては9,975件の推計でありますので、減額をするところであります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） このケアプラン作成に当たっては、民間のところにも委託しているのだったけ。

○委員長（広瀬昌子君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○参事兼地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 民間の居宅介護事業所のほうに委託するところがございます。

○委員長（広瀬昌子君） よろしいですか。

これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第14号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午前11時55分）

○委員長（広瀬昌子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第15、議案第1号 平成29年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）を議題といたします。

なお、2月13日開催の議員全員協議会及び3月6日開催の民生常任委員会におきまして既に本予算に対する説明は済んでおりますので、本委員会での説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず歳出各款ごとの質疑、次に歳入及び債務負担行為を一括した質疑、最後に討論、表決の順序により進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、執行部の答弁に際しましては、担当課長のみならず、質問の内容によりましては担当部長にご答弁いただくこともありますので、ご協力くださいますようお願いをいたします。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。

2款総務費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は148ページから177ページです。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） まず、149ページの、1個だけあるのです。西方総合支所、かなりの金額なのですけれども、これは北部健康福祉センターをつくるために壊して、新しくつくるということですけれども、事業の内容をちょっと聞きたいのですけれども。

○委員長（広瀬昌子君） 藤田福祉総務課長。

○福祉総務課長（藤田正人君） お答え申し上げます。

西方総合支所倉庫等整備事業費でございますが、議員のお話のとおり西方総合支所北側にあります倉庫、車庫等を移設、また解体、また新設ということで予算化を要望しているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今現在の倉庫、車庫、どのような使われ方しているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤田福祉総務課長。

○福祉総務課長（藤田正人君） 主なものでございますが、消防団関係で消防団の車両が2台、また防災備蓄関係、また水防関係、その他雑品等でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 消防団の車庫としては消防団のポンプ車というのですか、それが2台入っているということで、これはそういうことであれば、また別なところにつくる必要あるのかなと思うのですけれども、裏側がというか、計画によると全部北部健康福祉センターになりますよね。実際はどこに今度は増築というか、新築というのですか、するのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤田福祉総務課長。

○福祉総務課長（藤田正人君） 現在、西方総合支所の敷地内の一番南側に倉庫を建設する予定でございます。

- 委員長（広瀬昌子君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 消防団のということであると、消防費というか、そっちのほうで見てもいいのかなという感じはするのですけれども、事情が北部健康福祉センターつくるということで、そういうことでこっちの民生というか、総務費のほうで見るということによろしいでしょうか。
- 委員長（広瀬昌子君） 藤田福祉総務課長。
- 福祉総務課長（藤田正人君） 予算化に関しましては民生のほうで、私どもで予算化させていただいて、事業を行うに当たりましては西方総合支所のほうで行う予定でございます。
- 委員長（広瀬昌子君） 大川委員。
- 委員（大川秀子君） 175ページの個人番号カード交付事業費なのですけれども、平成28年度が減額補正で減額になりました。思うように発行が進んでいないというところなのですけれども、今年度はどの程度見込んでいるのでしょうか。
- 委員長（広瀬昌子君） 岸市民生活課長。
- 市民生活課長（岸 千賀子君） 交付につきましては、1割になるのを目指していきたいというふうに思っています。今交付申請が8.93%で、交付が6.38%ですので、1割程度を目指していきたいというふうに考えております。
- 委員長（広瀬昌子君） 大川委員。
- 委員（大川秀子君） 2年目になりますので、その手続等がどうなのか、スムーズに発行できているのかどうかということは、何か時間がかかるので、おっくうだということもあるのですけれども、スムーズな発行ができていますのかどうかお伺いいたします。
- 委員長（広瀬昌子君） 岸市民生活課長。
- 市民生活課長（岸 千賀子君） 申請に当たりましては、申請書を地方公共団体システム機構のほうに送りまして、そこで作りまして、それができ上がりましたら市役所のほうに届きまして、そこからご本人宛てに、できましたからとりに来てくださいという形でお渡しする形になるのですけれども、大体3週間から1カ月の間にはできるような形になっておりまして、今は滞留はないような形になっています。
- 委員長（広瀬昌子君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 関連でお聞きします。マイナンバーカードですけれども、今後の方向性として、医療保険の保険証みたいなものにも使えるような方向も出されておりますけれども、来年度の国の予算でそういった方向の予算が出ているのでしょうか。
- 委員長（広瀬昌子君） 岸市民生活課長。
- 市民生活課長（岸 千賀子君） 申しわけございません。うちのほうは交付に関する予算だけでございますので、そちらのほうは承知しておりません。
- 委員長（広瀬昌子君） 質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 167ページ、今度防犯カメラですか、一般質問でも出ましたけれども、新しく補助金を使うと。4台ぐらいのというような話でしたけれども、実際その設置の費用というのはどのくらいなのでしょう。補助金は最高30万円でしたっけ、実際のところどのくらいかかるようなことなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

防犯カメラにつきましては、確かにピンからキリまででございますけれども、私どもが想定しておりますのは、配線から全部入れて40万円前後を想定しております。ちなみに、台数的には7台を予定しているところでございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この補助金、条例はまだ提案はされていないのですけれども、7台を特に自治会あたりに購入というか、設置してもらおうというふうな感じで思っているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） おっしゃるとおりでございます。防犯につきましては、個人とか世帯、それぞれで対策を講じるということが重要なわけでございますが、やはり地域全体で防犯に対応していただくということが非常に有効という考えに基づきまして、補助制度を創設した次第でございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 例えば自治会で設置するとしたら公民館とか、そういう公的な施設なのか、通路とか、どういうところに設置するのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） あくまで、基本的に公共的空間をイメージしております。子供たちが犯罪に遭うような危険性のあるところ、多分そういったところに自治会の方もつけたいというふうにお考えになっているのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 167ページの下ふれあいバス運行事業費、今回のいろいろ利用者の声とか聞いて、何か改善点とかあるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 来年度に向けての見直しというご質問かと思うのですが、来年度に

つきましては、やはり現在メディカルセンターしもつがに10路線中7路線が乗りかえずに行けるようになっていたのですが、2路線、金崎、真名子線につきましても直接行けるような見直しをさせていただきます。主なものは、そのようなところでございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） やっぱりそういった声もあって、直接行けるようなルートにしてくれというような声があったのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

実は、前からご要望はありました。ただ、わずか栃木駅からメディカルセンターしもつがまでの延伸ではございますが、そこを回ったりすると、どうしても便数を減らす必要性もありました。さらに、とちの木とか西方病院の利用率も高かったので見送った経緯があったのですが、今回メディカルセンターしもつがのほうで待機場の提供をしてくれるというお話があり、時間短縮につながりましたので、見直しをした次第でございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） このバスの利用状況ですけれども、何か課題のある路線というのはあるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） おっしゃるとおりです。全体的には伸びてはいるのですが、路線的には残念ながら部屋線という路線が、非常にちょっと落ち込んでいる状況でございます。理由とすれば、実はゆうゆうプラザの天井崩落が理由であってほしかったのですが、そればかりではなくて、どうやら栃木駅とかを利用している方を見ますと、たまたま定期で利用している方が減ったとか、あとは他の路線に乗りかえとかという状況かなというふうに判断しておりますが、この辺の利用促進につきましては、十分力を入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） その上の防犯灯設置費、説明ですとLEDに356灯の費用だということでありまして、全体的にLEDに変更になった防犯灯というのはどのくらい、何%ぐらいになっているのでしょうか、今。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 平成25年度等に全部、全て大体切りかえをやりましたので、ほぼL

EDだというふうにご理解いただいてよろしいかと思うのですが、合併前の大平等でナトリウム灯の防犯灯などがまだ残ってしまっていて、100%ではございませんが、ほぼLEDというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。そうですね、そういう事業がありました。

それで、今回365灯というのは、新たに設置したいというような要望のために予算をとっているということなのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） おっしゃるとおりでございます。

ちなみに平成26年度におきましては、当初予算を上回る補正予算をお願いしたりした経緯がございましたが、言い方おかしいのですけれども、今は要望の数が落ちつきつつある状況でございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、次に移ります。

3款民生費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は、186ページから219ページです。

質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 195ページの一番上にあります老人保健福祉施設の整備費補助金ということなのですが、これは地域とするとどこに設置されるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 基本的には、平成27年から平成29年までの3年間で、順次今回の介護保険事業計画の施設整備を行っているわけでございますけれども、先ほどの午前中の補正で繰り越した部分のところのものプラス、新たに小規模の特別養護老人ホームをこれから市内で1施設公募をかけるという部分のところ、この中で補助金として予算を見ているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 決まっているのではなくて、これから応募をかけるということであるとのことなのですが、今都内なんかでは空き施設が出てきているという状況が生まれてしまっていて、それは介護士の雇用が確保できないという、そんな理由もあるようなのですが、今後県とすると、どの程度県南地区というか、こちらの方面にこれからもその施設を整備するという、多分枠が出てきていると思うのですが、今後の方向性としてどうなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） ちょうど第7期の計画を来年度策定していく、そういう形になりますが、その中で現在の施設の待機者の数であるとか、あるいは高齢者の伸びであるとか、それらのものをもとに、まず市のほうでどれぐらいの施設整備が必要かというような部分のところというものを調整し、それを県内全域でさらに調整を図っていくという、そういう手順になります。

今大川委員からもお話ありましたように、実は特別養護老人ホーム等につきましては、類似のサービスつき高齢者向け住宅というものが増えてきているという、そういう関係の中で待機者が減ってきているというような、そういう情報も出てきております。ただ、栃木市として正確に待機がどれぐらいいるかという部分のところにつきましては、この第7期の計画に合わせて、これからきちんと調査をしていく段階でございますので、その計画に基づいた形での施設整備を計画していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 下から2番目の24時間の定期巡回の介護サービスなのですけれども、いよいよ栃木市でもこういったサービスが始まるということで、在宅介護には有効な手段だと思ってよかったなと思っておりますけれども、これを受けてくれる施設がないとできないのですけれども、その受け手が決まっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） こちらにつきましては、非常に24時間巡回をするというような事業でございます。どれだけの利用ニーズが出てくるかということも、まだまだ不透明の部分のところもでございます。ただ、そのような中で本市におきましては、施設あるいは在宅サービスの事業者の連合体で構成しております栃木市高齢者地域包括ケア推進ネットワークという組織がございます。この組織が一般社団法人ということで法人格を取得いたしまして、市全域にわたってこの事業を展開してくれるというような形で今市のほうに申し出がございまして、そのような形でモデル的にまず進めていきたいというような、そんな考えを持っているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありますか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 201ページの子育て支援マイサポートチーム事業費ということで、今年度までこの事業費がなかったように私は思っているのですけれども、これは来年度初めてなのか、始まる事業なのかどうかをお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） お答えいたします。

平成29年度から新規事業として、今回子ども・子育て支援マイサポートチーム事業として事業を起こしたものでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 18歳まで支援をするという説明がありましたけれども、どのような専門職がこういったサービスをこれのできるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 口述の中でご説明させていただきましたけれども、栃木市においては妊娠、出産から学齢期を含めて、18歳までということの子供の子育て期ということで考えておりまして、その中で18歳までをサポートしていくということで、こどもサポートセンターというものが城内にありますけれども、そこが中心となりまして事業を展開していくものでございますが、来年度から子育て世代包括支援センターが立ち上がりますので、そこから妊産婦のかかわりから始まって、それ以外の方も含めて、今現在もかかわっている子供たち、保護者の方々も含めて相談、支援をしていくものなのですけれども、基本的にこの事業の中で予算を組んでおりますのは臨床心理士1名と、巡回相談というか、各関係機関を巡回したり、年1回登録をされた保護者、子供たちに対して訪問なり電話相談なりをしていくといった事業を展開しようと考えておりまして、臨床心理士が1名と、それ以外には巡回相談員として、もともと学校長をされていた方々とか特別支援学校、そういう学級を指導されていた先生方を招聘しまして、そういった巡回訪問、相談支援を行っていきたいと考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） ただいま説明がありましたこどもサポートセンター、これは城内のほうにありますけれども、あとは包括支援のほうは保健福祉センターのほうに置くということですが、この事業はその両方の支援を行うということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 委員がおっしゃるとおり、両方支援をしていく体制を整えるということで考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 203ページの認定こども園施設整備補助金があります。平成28年度申請をしなかったところがあるというような説明がありましたけれども、今回出てきているのは、その申請のし直しということなののでしょうか、また新たな施設なののでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 認定こども園の施設整備費、来年度の分につきましては1園、ふじおか幼稚園につきましては平成28年、平成29年の継続ということになっておりまして、先ほど繰り越しさせていただいた部分が1園でございます。

それから、もう一園につきましては、平成28年度取りやめにしたところについては、来年度は特にやらないということで、手を挙げておりませんで、別の幼稚園を1園上げさせていただいております。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） どの幼稚園で始めるわけでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） アルス南幼稚園でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 認定こども園ができてくることで、低年齢児の待機児童がなくなるというも
とでこれやっておりますけれども、この事業を進める中で、たしか平成30年度に解消するというよ
うな話もあったのですが、平成29年度は解消できるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 委員おっしゃるとおり、こども園等を増やして待機児童を減らすとい
うことで進めているわけですが、実際のところ申し込み数が増えたりというようなところがあ
りまして、なかなか待機児童がゼロにならないという状況にあります。平成29年度につきましても、
まだ最終的に調整をしている段階ではありますが、どうしても待機児童ゼロというわけにはいかな
いかなというふうには考えております。

計画のほうにつきましては、国のほうでも平成30年度に中間年ということで、計画の見直しをし
るというようなことがありまして、来年度計画の見直しのほうも予定をしておりますので、そこで
まだ改めてちょっと調整させていただければと考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連になりますけれども、後でやろうかなと思っていたのですけれども、待
機児童の問題も出ましたが、来年度申し込みがあって認定されると思うのですけれども、具体的に
どのようになっているのか。1号認定から3号認定まであって、それがどのくらいの人数が要望さ
れていて、応えられているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） まず認定につきましては、1号、2号、3号とあるわけですが、1号に
ついては平成29年度ということで新規に認定申し込みありましたのが554人。1号につきましては、
基本的に幼稚園部分ということですので、そのまま入園いただいているなかというふうにご考
えております。

それから、2号と3号については、892人の認定をさせていただいていますが、現在調整中では
ありますが、全部が入園の内定というところに至っていないという状況になります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 2、3号、特に3号、ゼロから2歳未満の子供たちはなかなか入れない状況
がありますけれども、待機児童というのですか、それは今のところまだ出さないような努力をして
いるという段階なのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 極力待機児童はゼロが一番いいということですので、減らすというでは調整をしまして、あきのあるところにお入りいただけないかというようなことで調整を続けているところではあります、やはり地理的なものとかいろいろ保護者の都合とかがあって、そこではというようなところもあつたりしますので、なかなか解消までに至っていないという状況があります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 待機児童の定義の見直しということもやられるようでありますけれども、現在は休職、育児休業中とか、求職活動をやめてしまった場合とか、そういうのは待機児童に入れないというようなことになっているのかと思いますけれども、栃木市もそういったことで待機児童には数えないようになっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 待機児童につきましては、一応国のほうの定義に基づいて人数のほうを設定しているところですが、今委員おっしゃられたとおり求職活動をやめてしまったりとか、そういったものについては、国の基準としては待機児童に入れなくてもいいというようなことになっておりますので、栃木市でも待機児童には含めておりません。ただ、国のほうの公表が、今そういった理由別の数についても公表されておりますので、いわゆる潜在的待機児童という言い方をしてありますが、そういったことで公表のほうはされているかなというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そういったことで待機児童には入れていないけれども、把握はしているというところで、実際今把握しているのではどの程度いるですか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 現在最新のが10月1日現在ということになりますが、待機児童として報告、公表されておりますのが26人ということになっております。ただ、いわゆる潜在的待機児童という形では、57人いるということでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それだけ待機児童とみなしてもいいと思うのですがけれども、かなりの人数がいるということで、その対応はしていかないといけないと思いますけれども、どのようなことを考えているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） いわゆる待機児童には数えないけれどもということで、ただ実際には入っていないという状況がありますので、最終的にはこういった方についても、保育園なりこども園なりというところに入れるようにということで、計画のほうの見直しをしていければというふうに

考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） もう一つ、全体的というか、いろいろな保育園ができていて、認定こども園、また小規模の保育園もできていて、ホームページ見ても定員がどのくらいかわからないです。住所と電話番号は入っているけれども、何人預かれるのかなというのはわからないので、今現在、今年度中に整備されて、その認定こども園と保育園の状況というのは、定員はどのくらいの定員があるのか教えていただきたいのですけれども。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 定員につきましては、利用定員ということで平成28年度、今年度につきましては保育園、認定こども園、小規模施設を合わせまして、2号と3号の部分ですが、2,876名の定員となっております。

来年度につきましては、定員については新しくできたところ以外についても毎年状況を見まして見直し等も行っておりまして、来年は認定こども園が1園増えます。そういったこともあって、来年については2号、3号合わせて2,970人の定員ということになる予定でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それだけの定員があっても、まだ待機児童が出るというような状況なのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 定員につきましては、全部の年齢を合わせた数ということになってきておりまして、どうしても年齢の低いゼロ歳とか1歳については、定員自体がほかの年齢に比べると少ないという設定になってしまいますので、どうしてもその辺のところ待機児童が出てきてしまっているという状況にあります。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 同じページなのですけれども、保育対策総合支援事業補助金ということで1,800万円の、これ説明がありましたけれども、もう一度詳しく内容をお聞かせいただきたいと思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 保育対策総合支援事業補助金でございますが、これについてはいわゆる保育士不足と言われている中で、なるべく保育士の確保を図るということで国のほうで想定していただきます補助金でございます。まず1つ目が保育士の宿舎借り上げ支援事業ということで、保育士を採用するに当たって宿舎のほうを園が用意して、そこに入れるというようなものでございます。

それから、保育体制強化事業ということで、通常の保育業務の中で保育士でなくてもできるような業務、例えばお昼寝のときの布団の上げおろしをするですとか、食器の配膳、片づけ等をする

か、いわゆる業務員的な仕事というのでしょうか、そういった方を新たに雇い上げて保育士の負担を減らすというようなものです。

それから、保育補助者雇上強化事業ということで、これについても保育士が足りない部分については、支援員の研修とかを終了した人で、保育士の資格は持っていないけれども、相当の実力があるというような方について、保育士の補助ということで雇い上げをするというような事業でございます。

それから、家庭支援推進保育事業というのがございまして、これについては保育園だけではなくて、家庭についての支援も必要だというようなお子さんが多いというような保育園について補助を行うというものでございます。

主なものは以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） その中でも宿舍借り上げという、非常にこれは地元ではなくて、遠くのほうから保育士さんを雇うことができるということで、住むところを用意するということになると思うのですけれども、これは今の説明で、園のほうで、民間のほうで用意した場合の補助金という解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 一応園のほうで宿舍を借り上げてということでの事業ということになってございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 3点ばかりあるのですが、まず1点目なのですが、197ページの岩舟健康福祉センター遊楽々館管理費なのですが、平成28年度が約190万円ぐらい当初予算としては多かったので、今回190万円近く減額されている理由をお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 遊楽々館の管理運営経費の中の、いわゆる維持補修費の部分のところにつきまして、維持補修を一括で各施設共通でやっていこうということで、この予算の部分のところではいきますと上から2つ目、老人福祉センター等施設共通管理費というような部分のところでは維持補修をまとめるというような部分のところをとりましたので、その維持補修分が減額という形になっております。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） ここの詳細の事業内容的には変わっていないと思いますが、そういった予算的には去年と変わらないということでよろしいわけですね。わかりました。

続きまして、201ページなのですが、下から3行目ですか、子育て支援施設スタンプラリー事業

費なのですが、ちょっと説明の中では児童館を6館ですか、それを回るという説明があったのですが、具体的にどのような内容なのか、そして何を狙いとするのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 稲葉子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（稲葉 実君） ご説明します。

栃木市内には、子育て支援施設としまして民間の施設を含めまして、全部で16の子育て支援の施設がございます。児童館が6館に子育て支援センターが10館、こちらのほうで全部で16館あるのですが、それぞれ全て地域ごとに分かれていまして、そちらにつきまして利用者に回遊性を持たせて利用者の増と、それから特にお母さんたちにとりましては、ちょっとしたドライブ気分です市内の支援センター、児童館を回ることによって、支援センターの周知を図ることと、それとこのスタンプラリーということで、それぞれ各施設ごとに独自でオリジナルのスタンプをつくっております。そのスタンプを押す楽しみで回っていただけるような、今回の事業になっております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 16館ですか、全部で。その16館を全部制覇したとして、それに対する何らかのメリットとか何かあるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 稲葉子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（稲葉 実君） こちらにつきましては今どういう形で、景品みたいなものとして、ドライブステッカーといったものを考えております。これは、栃木市のマスコットでありますとち介をモチーフにしたドライブステッカーを記念品として差し上げようというような形で。ただ、それは16館全部回ったらというところとさすがにきついので、どの程度までするかとかまでは、まだ細かい点は出ていないのですけれども、こちらについては来年度予算ということで、とりあえず今のところはスタンプのデザインを各施設でつくっていただいている最中です。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） すごくおもしろい試みかなとは思いますが、子供さんの年齢とかの制限とかは特にないのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 稲葉子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（稲葉 実君） 子育て支援センターの場合ですと未就学児までなのですが、児童館もまぜたものですから、年齢は一応18歳までということになっているので、そこら辺をどのように分けるかを今内部で検討している最中です。年齢についてはまだ明らかな回答はできません。失礼します。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 充実した内容になるように要望いたします。

それと、205ページもいいのでしたっけ。

○委員長（広瀬昌子君） はい、大丈夫です。

○委員（青木一男君） 母子・父子自立支援事業費で計上されていますが、当初予算ベースで、平成28年度予算よりも多分600万円の増加になっているのかなと。その実態は、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 事業の内容的には変更はございませんが、基本的に扶助費としまして母子父子家庭の自立支援の教育の給付金とか、職業訓練の促進給付費等々の扶助費がほとんどでございますが、それにつきまして平成28年度につきましては、母子家庭自立支援教育訓練給付金というのは該当者はおりませんでした。職業訓練の促進給付金につきましては、平成28年度は12人、そして修了支援給付金としまして、そういった訓練が修了された方につきましては、平成28年度3人ということで実績が上がっておりますという見込みでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） それは見込みですけれども、前年度と比較するとやっぱり増加しているということでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 215ページになりますけれども、生活困窮者自立支援事業費ということなのですが、栃木市では相談業務でありますとか子供の学習支援ということでやって、あと家庭生活の支援でしてでしょうか、そんなことをやってきたと思います。今年度は、国でも県でも生活困窮者の自立支援をさらに進めていくという方向でいますけれども、栃木市は平成29年度の事業の中で、中身はどのような支援を行っていくのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 渡辺生活福祉課長。

○生活福祉課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

本年度は、まず生活困窮者自立支援事業ということで、自立相談支援事業、学習支援事業、家計相談支援事業という3つの事業を柱としまして、栃木市社会福祉協議会のほうに業務委託をして実施しております。

それで、来年度につきましては今申し上げた3事業の中で、特に学習支援事業に力を入れて、今年度通年型の学習支援というのを8月から3月の初旬まで実施しておったわけなのですが、開催場所1カ所ということでやっておりましたが、来年度につきましては開催場所を2カ所ということで実施していただくような形で考えております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 非常に学習支援というのは効果が上がっているように思いますけれども、平成28年度は何人ぐらいこれを利用したのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 渡辺生活福祉課長。

○生活福祉課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

今年度の実績でございますが、学年別に申し上げますと、中学1年生が7名、中学2年生が9名、中学3年生が20名ということで、合計36名の方が学習支援事業のほうに参加していただいております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 36名ということで、本当に学習の機会を得ることができてよかったなと思います。これを推進していく上で、どこの関係機関と連携してやっているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 渡辺生活福祉課長。

○生活福祉課長（渡辺健一君） 関係機関ということでございますが、市内部でございますが、市の教育委員会、学校教育課ですとか教育総務課、そういったところが、例えば校長先生でやられていた方が退職されるとか、教員を退職されてこちらの学習支援のほうの指導者として取り組んでいたような方が必要でございますので、そういった教育委員会等とのパイプを特に密にしまして、この学習支援事業の取り組みを行っております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありますか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 同じページの、その下のほうに生活保護適正実施推進事業費ですか。

○委員長（広瀬昌子君） 何ページ。

○委員（天谷浩明君） 215ページです。その上です。につきまして、説明では面接の実施とか、状況を把握するのだというふうにあります。一応そういう相談員の報酬だとありますが、そういう内容をもう少し具体的にちょっと説明をお願いします。

○委員長（広瀬昌子君） 渡辺生活福祉課長。

○生活福祉課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

非常勤職員といたしまして、生活保護の面接相談員ということでお一方、来年度予算につきましては204万960円ということで想定しております。あと就労支援相談員ということで、こちらもお一方でございます。同じく204万960円ということで予算計上をさせていただいております。

まず、最初申し上げました生活保護面接相談員に関しましては、初めて生活保護を受けられる方

ですとか生活困窮されている方、そういった方に対しまして生活保護の、いわゆる入り口の部分でいろいろアドバイスをして、本当に生活が困窮しているという場合には生活保護の受給に結びつけていくというものでございます。

もう一つの就労支援相談員につきましては、現在生活保護を受給されている方が一日も早く自立できるように、市とハローワーク等関係機関で連携いたしまして就労収入の増を図るとか、あるいは新しく会社に就職するとか、そういったことを手助けするというふうなことで支援をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） この間せんだってテレビで、NHK番組でちょっとやっていたのですけれども、窓口のケースワーカーというか相談員が、なかなか地域では違うのだというのを見させてもらいました。また、その支援員さんも温度差があるようだということで解釈はしたのですけれども、そういう面で生活保護者の、そこで認定に入るわけなのですけれども、その効果というのでは変ですけれども、そこら辺の今までの状況でここが変わるのだというところがもしあれば、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 渡辺生活福祉課長。

○生活福祉課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

生活保護を受給されている方につきましては、特に最近の傾向といたしまして、いわゆる若年層と申しますか、稼働年齢層と申しますか、18歳から64歳までの方、稼働年齢というふうに言うのですが、十分働ける年代の方ということなのですが、特に20代、30代の方で生活保護の相談にいらっしゃる方、あるいは受給されている方もいらっしゃいます。必ずしもその方が、就労するに当たって阻害要因がないにもかかわらず、本人のやる気がないというわけではないのでしょうけれども、就労に対しての意識が低い方もいらっしゃいますので、就労支援相談員がいろんな経験を生かしまして、仕事に対する意義と申しますか、働くことについて意欲的に取り組んでいただくように意識改革を図るような取り組みを行っておりまして、最終的には就労して生活保護から自立というふうな方も相当数いらっしゃいます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連ですけれども、この面接相談員、これ臨時職員ですよ。初めて生活保護の相談に来て、そういう方が相談を受けるということで、やっぱり専門性とか、そういうものが必要だと思うのです。そこら辺は、臨時職員でいいのかどうかというのが問題になるのではないかなと思いますけれども、どうなのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 渡辺生活福祉課長。

○生活福祉課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

臨時職員ではなくて非常勤職員ということで、生活保護に対する知識はまだまだ勉強中ですが、必要に応じて私どもの生活福祉課内のベテランの係長とか、あるいはケースワーカー、そういった者が一緒に面接相談に対応しますので、いろいろ難しいケース等、生活保護の相談の中にはありますので、面接相談員1人に任せるということではなくて、内容に応じては適宜係長とかケースワーカーが同席しておりますので、そのような形でご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今生活保護費になっているので、次の217ページの生活保護支給費の状況ですけれども、現在の保護世帯と人数、どういう状況になっているかお伺いします。

○委員長（広瀬昌子君） 渡辺生活福祉課長。

○生活福祉課長（渡辺健一君） 生活保護の受給世帯数及び人数等につきましてですが、直近の数字で申し上げますと、平成29年、今年の1月末現在の数字でございますが、栃木市全体で世帯数が1,177世帯、あと被保護者数、人員が1,518人でございます。それで、保護率といたしまして、通常は百分率とかという数字が使われるのですが、生活保護におきましては人口1,000人当たりの保護率をパーミルという単位で示しますが、9.59パーミルということで、人口1,000人当たり9.59人の被保護者がいらっしゃるということです。

以上、直近の数字ではございますが、お答え申し上げます。よろしくお願いたします。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この傾向的にはどうなのですか、徐々に増えてきているという状況で、変わっていないのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 渡辺生活福祉課長。

○生活福祉課長（渡辺健一君） 毎年微増傾向でございまして、一応参考までに岩舟町との合併からの数字ということで申し上げさせていただきますと、平成27年の3月末現在の被保護世帯数が1,120世帯、被保護者数が1,484人、保護率が9.27パーミル、さらに1年前、平成28年3月末現在の被保護世帯数が1,142世帯、被保護者数が1,493人、保護率が9.39パーミルということで、年々2%とか3%の増加ではございますが、着実に被保護者の方は増えているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そこで、生活保護費の支給費、全体で見ますと昨年の予算よりも減っているのです。世帯は増えているのに減っているというのは、どういうことなのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 渡辺生活福祉課長。

○生活福祉課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

被保護者数自体は、前年度より増えておるのですが、いわゆる医療費、生活保護におきましては医療扶助費というふうに申し上げるのですが、生活保護費二十数億円の予算の中で、医療扶助費の占める割合が約50%なのです。十数億円の費用がかかってございまして、医療扶助費のウエートが高いのです。それで、被保護者数は減っておりますが、医療扶助費が若干ここ一、二年の傾向としまして下がってきております。ですから、そういった傾向分析等をした結果、十分内容を精査して予算を見積もった結果、医療扶助費が若干下がっておりますので、全体としては予算は前年度と余り変わらないというふうな状況でございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 生活扶助費でしたっけ、その基準の引き下げというのがありましたよね。そうしますと、1世帯当たりどのくらいの影響が今出ているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 渡辺生活福祉課長。

○生活福祉課長（渡辺健一君） 今年度というか、来年度予算に関しましては特に生活保護費の大幅な改定等はないので、いわゆる日常生活費である生活扶助費に及ぼす影響は皆無というふうに考えております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 前回も聞いたのだけれども、このケースワーカーの人数ですけれども、予算を見ますと増えていないような気がしますけれども、足りないという状況でしたけれども、これの補充はできているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 渡辺生活福祉課長。

○生活福祉課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

ケースワーカーにつきましては、社会福祉法といいます国の法律に基づきまして、生活保護受給世帯80世帯に1人のケースワーカーを置くというふうに定められております。それで、現在保護世帯数が1,177世帯でございますので、これを80で割りますと、端数は切り捨てるのですが、14.幾つという数字が出てくるかと思えます。ですから、本来は14人というのがケースワーカーの適正人数でございまして、現在12名ですので、2名不足している状況でございます。ただ、この2名については、生活福祉課では一人一人のケースワーカーが協力しながら、若干多い件数、1人当たり100件程度の世帯を回っているという状況でございますが、人員等につきましては職員課にも要望等をしておりますので、1週間後ぐらいに人事異動等はあるのかなと思うのですが、そのときにどうなるかということではございますが、引き続き職員課には、人員増については働きかけは行っていきたいというふうに思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 予算を見ると、人員増はなさそうな感じです。これは、やっぱり80世帯を1人で見るというのは、かなり目の行き届いた対応といたしますか、できないと思うのです。だから80世帯というふうに決まっているわけでありまして、そこは去年も2名足りないと言っていて、今年もまたそういう状況であっては、やはり自立を促していくという対応だっとなかなか対応できない、ただ回って歩くというような状況になりかねないと思いますので、その辺はきちんと対応していただきたいと思います。

あと、まだあるけれども。

○委員長（広瀬昌子君） 続けてどうぞ。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 生活保護は終わったけれども。

○委員長（広瀬昌子君） 一問一答ですから、どうぞ続けてください。

○委員（白石幹男君） また前に戻りますけれども、187ページで上から3段目ですけれども、国民健康保険特別会計、かなり昨年よりも4億円以上繰出金が減っていますけれども、大体想像はつきますけれども、この要因はどういうことでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 減額の要因なのですが、補正のときにもちょっと申し上げたのですが、被保険者数の減少並びに、また被保険者数が減少しますけれども医療費は若干増加しているのですが、総体的には減少になっているというところが主な要因になっているかと思えます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 昨年に比べて、今度赤字繰り入れはしないというようなことで、今回ここには赤字繰り入れというか、赤字分は入っていないということですよ。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 今回赤字繰り入れについては、計上してございません。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 12月議会でも、保険税のアップの条例が通ってしまったのですけれども、これは国保でやったほうがいいのか、実際今年度と同じ保険料でしたら、どのくらいの赤字分が出るような予想だったのでしょか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 昨年度と比較いたしますと、約5億円ぐらいの赤字を当初見込んでいたところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それが保険税で賄うということで、市民、加入者に負担がのしかかってくるということでよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） やはり国保については相互扶助関係の制度でございますので、どうしても財政を守るということからしますと、その負担をしていただかなければならないということ、保険者のほうの負担も多少いただくということでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと、その下の人権同和対策ですけれども、人権同和対策委託費と補助金がありますが、これは前年度と全く変わらない数字になっておりますけれども、同じ委託と補助をしていくということでよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 木村人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） まず、人権同和対策委託費ですが、昨年と同様に3団体のほうを予定しております。内訳といたしましては、部落解放同盟栃木市協議会に709万5,000円、部落解放愛する会栃木市協議会に247万7,000円、それとNPO法人人権センターとちぎに80万円です。

なお、補助金についても昨年と同様に、運動団体2団体に交付予定であります。内訳としては、部落解放同盟栃木市協議会に284万4,000円、部落解放愛する会栃木市協議会に101万6,000円であります。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今年の11月でしたっけ、部落差別解消法というのが国会で成立して、今まで、特措法がなくなって十何年たっているのですけれども、今回成立したということで、今後の対応がまたどういうふうに対応していくのかというのが求められてくるのではないかなと思うのですけれども、どのように今後していくのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 木村人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） 今委員がおっしゃいましたとおり、今年の平成28年12月に部落差別の解消の推進に関する方法、いわゆる部落差別解消推進法が成立いたしました。

この法律では、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指したものでございます。国及び地方団体に対し、部落差別の解消に関する施策として、相談体制の充実や教育、啓発の推進を規定しております。

具体的には、まだ細かいことは決まっておりますが、本市におきましては本法律の趣旨を踏まえ、人権運動団体や関連機関と連携しながら、引き続き同和問題の早期解決に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 法律の名前が部落差別解消推進法となっていて、この法律がなくならない限り部落差別がなくならないというか、そういうような永久的に部落差別というのが、法律をつくってしまったことによって永久に続くような気がするのです。逆行しているのではないかなと思うのですけれども、そのあたりの見解というのはどうなっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 木村人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） 委員がおっしゃるとおり同和対策、旧法律ですが、同和対策に対する法律が廃止された後なのですけれども、残念ながら差別意識は依然として存在しております。

本市におきましては、長年同和問題の解決を目指して、さまざまな取り組みを進めてまいりました。その結果、なかなか意識の変化、そういうのを図ることは大変難しいのですが、着実に同和問題は解決に向かっていてと考えております。永久的になくならないかどうかというのはちょっとわかりませんが、100%なくなるということはなかなか難しいと思いますけれども、着実に一步一步進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 法律の名前がこういう名前ですと、世間的にはなくなっても、法律でこういう名前が出てくると、まだ解決していないのかみたいな。実際我々の社会生活、皆さんもそうですけれども、ほとんどそういった同和に対する差別というのは、ネット上あるのかもしれないけれども、日常生活ではもうなくなっているというのが常識だと思います。こういう法律をつくったことによって、かえって永久的に差別問題が残ってくるのではないかなと私は思っています。

そういうことで、人権問題の一つとしてそれを取り上げていくのはいいと思いますけれども、その中身というか、この同和自体をひとつ取り上げてやっていく問題ではないと思いますので、そういう点では今後の予算の立て方も含めて、ぜひ改善をお願いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 次にいきますか。

○委員（白石幹男君） はい。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと、次に189ページ、重度心身障がい者医療費助成事業費です。これは、来年度から窓口負担をなくすということで、いつもはけなしてばかりいますけれども、大変私も評価をしているところですが、今回かなり予算が増えていて34億円ですか、前はこれを見ると24億……

〔「3億」と呼ぶ者あり〕

○委員（白石幹男君） 3億4,000万円、前は2億4,000万円、1億円ぐらい増えている、そこら辺のやっぱり要因というのは、窓口負担をなくしたということによろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 増額の理由なのですが、やはり窓口に来れない方の分まで負担ができるというような制度になりますので、どうしても助成額が増えていくということになるかと思えます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そこで問題なのは、やはりペナルティーがあるということでなかなか踏み切れなかったわけですが、今回窓口負担なしということで、これはこの予算に含まれるわけですか、どのくらいのペナルティーになってしまうのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 減額のペナルティーにつきましては2通りございまして、県の助成に対するペナルティーが2分の1から4分の1になってしまうということで、概算ですけれども、3,430万円ほどの減額が見込まれる。また、それ以外に国保への療養給付費の減額措置というのがございますので、そちらの金額については6,160万円ほどの見込みということで計上いたしますが、こちらについては国保の予算のほうに計上せざるを得ないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） こういったペナルティーはやめるべきだと思いますので、ぜひその点は国に対ししつこく言っていただきたいと思います。この件は終わります。

続きまして、189ページ、下から7事業目かな、行旅死病人救助費84万4,000円ですが、今年度の実績という、そういうあるのでしょうか。亡くなった方がいるとか、助けたというような実績はあるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 渡辺生活福祉課長。

○生活福祉課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

今年度に関しましては、実績はございませんでした。亡くなった方はおりませんでした。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） こういった事例というのは、そんなにないと思うのですが、過去においてもこういったことは起こっているということによろしいのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 渡辺生活福祉課長。

○生活福祉課長（渡辺健一君） 毎年2名から3名程度、身元不明の方でお亡くなりになる方がいらっしゃいます。そのような場合、例えば全く身元がわからないといった場合には、国のほうの官報、政府広報でございますが、そちらに掲載をいたしまして、その後それでも届け出等がなかった場合

はご遺体を市のほうで焼いて、それで納骨まで市のほうで手続をするということでございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） もう一点、この189ページで上のほうから4事業目ですか、社会福祉協議会補助金というのが1億2,700万円ほど出ていますけれども、この補助金の使われ方というのは、どのようなことになっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤田福祉総務課長。

○福祉総務課長（藤田正人君） お答え申し上げます。

こちらの補助金の内訳でございますが、ほとんどが人件費でございます。総務費に関する社会福祉協議会の人件費としまして、正職員27名分、臨時職員9名分、およそ95.3%が人件費としての内訳となっております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 人件費として、正職員27名分、それだけを見ていると。この社会福祉協議会自体の位置づけというのですけれども、その内容というのですか、大体わかりますけれども、どんな内容をやっているのか、総事業費というのですか、どのくらいあるのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤田福祉総務課長。

○福祉総務課長（藤田正人君） 総事業費に関しましては、ちょっと今手元に資料がございませんけれども、先ほど申しあげました正職員27名、臨時職員9名は総務的なものでございまして、そのほかに介護、障がい、そういった事業も行ってございまして、全体的には平成28年4月1日現在の職員数でございますが、258名の職員が地域福祉の向上のために市と協力しながらやっているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 事務局長というのは、市の天下りと言ってはちょっとあれなのかもしれませんが、そういった人事になっていますけれども、社会福祉協議会が本当にひとり立ちということでもないですけれども、やっぱり職員の中から出ていくというのが本来のあり方かなと思うのですけれども、そこら辺はどう考えていますでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤田福祉総務課長。

○福祉総務課長（藤田正人君） 委員のおっしゃることもわかりますけれども、現在市のOBとして事務局長が就任されています。そのほかに、派遣職員としても1名派遣しているというようなことで、市と社会福祉協議会が協力し合いながらやっていかなければ、地域福祉の向上はなかなか難しい。やはり市としてだけの業務だけでは、細かい部分に関してはなかなかできない。その上で、支えということでの意味でも社会福祉協議会の福祉に対する力というのは大きいものがございます。

て、地区社協も含めて、やはり市と手を携えて共同でやっていかなければならない問題かと思いません。

以上であります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 続いて、193ページ、老人保護措置事業費、先ほどの補正では何か補正減になっていましたけれども、この事業内容ですけれども、どういったことをやっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 基本的には、この内容は養護老人ホーム、経済的な問題であるとか家がないという環境的な問題で、施設に入所される方の措置費が主なものでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 栃木市でいうと、あずさの里がそういう施設に当たると思うのです。補正のほうで何か減額補正していて、その施設の利用状況というのですか、入所状況というのですか、そこら辺はどういうふうになっていますか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 基本的には、今委員おっしゃったように栃木市内、あずさの里がございまして、それ以外にも、ほかの地域の養護老人ホームにも入所措置は行っておりまして、現在措置をしている施設につきましては、全部で9カ所の施設に措置をしております。基本的には、あずさの里が56名という人数で一番多いという状況であります。

補正のときにも減という形になりましたが、先ほど言いましたように養護老人ホームは、経済的な理由あるいは環境上の理由、つまり家がなくなってしまったとか、そういう方が主に対象となる措置の施設でございまして、なかなか該当となる方というものが実は少なくなってきているというような状況で、これいずれの施設もなかなか定員が埋まらないというような、そういう状況になってきております。時代の流れというふうな部分のところでは、言ってしまうとそれまでなのかもしれませんが、それぞれの養護老人ホームも、少し重度の方も含めてお預かりをするような形で対応を工夫したりとかという形で、今対応しているような状況でございまして。

○委員長（広瀬昌子君） 以上でよろしいでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） そこら辺はいいとして、また保育園のほうに移りますけれども、これ最後の質疑にしますけれども、207ページで、いつも質問しているのですが、正規保育士と臨時保育士、嘱託保育士、この人数を教えてくださいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 保育士の数でございまして、一般質問のところでも2月1日現在ということでお答え申し上げましたが、2月1日現在で園長と育児休業とかで休んでいる職員を除きまし

て、正職員が74人、嘱託職員が54人、臨時職員が78人、全部で206人という形になっております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この非正規というか、嘱託と臨時の比率ですけれども、全体の中のどのくらいを占めているのか、計算すればわかると思いますけれども、どのくらいになるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 正職員の割合ですが、約36%ということになるかと思えます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 正職員が36%ということは、64%が非正規という比率です。これは、前年と比べてどういった状況なのでしょう、変わっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 正職員の数につきましては変わらないということですので、ほとんど前年と変わっていないというような状況になります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それで、嘱託の保育士については、12月の議会で報酬引き上げがなされたのですけれども、臨時についてはどういう状況になっていますでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 臨時職員につきましては、保育士だけではなくて資格職というようなことでのくくりということで、日額ですが、現在8,200円ということになっております。来年度につきましては、8,400円に引き上げになるという予定になってございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 200円のアップということで、どこの自治体も、かなり保育士の不足というところで賃金、臨時保育士の処遇の改善とかなされているようですけれども、これで十分保育士の確保できるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 保育士の確保につきましては、賃金を引き上げても厳しいところがありまして、いろんなところで引き上げをするというようなことで、やはり引っ張り合いといいますか、そういう形になってしまっていますので、なかなか引き上げたから増えるという状況ではないかなというふうに。ただ、現在いる職員を引きとめるというのでしょうか、ほかに流れるのを引きとめるというような効果はあるかなと思いますが、なかなか引き上げだけでは一気に増えるというような状況にはないというものでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 実際8,400円ですと、時給1,200円ぐらいなのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 時給に換算しますと1,084円程度になります。7.75時間という形になりますので、1,084円程度という形になります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 保育士確保という点でも、保育士の給料というのは世間的に安いと言われている中で、なかなか賃金を上げていく、処遇を改善していくという、今回保育士を確保するという点も含めて、本人の生活面も含めて臨時保育士の賃金というのは、日給8,400円というのはかなり低いのではないかと思いますけれども、今後どういうふうにしていくおつもりなのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 臨時職員の賃金につきましては、先ほど申し上げましたとおり現状ですと保育士だけということではなくて、いろんな専門職、それをあわせた中で1つの金額という形で定められているようなところがありますので、保育士だけ上げるところはちょっと難しい状況にありますが、その辺について担当課とは、保育士については職員の確保という意味も含めて、もう少し上げられないのかというようなことでは協議をさせていただいていますし、その辺は引き続き要望といたしますか、こちらからも担当のほうには伝えていきたいというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） よろしいでしょうか。

茂呂副委員長。

○副委員長（茂呂健市君） 207ページ、子育て支援子どもの遊び場ですか、ちょっとお伺いいたします。測量設計等委託料と書いてあるのですが、図面的にはどのような形を予定といたしますか、考えているのか。

○委員長（広瀬昌子君） 稲葉子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（稲葉 実君） 子育て支援施設子どもの遊び場につきましては、旧下都賀病院の北病棟跡地につくる予定になっております。

今議会におきまして、正式に市のものになる予定であります。そちらにつきましては、現在平成8年増築の建物部分につきまして、それを利用した上で子どもの遊び場をつくる予定という形になっております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 茂呂副委員長。

○副委員長（茂呂健市君） まだ図面までというか、でも図面の設計料を見て上げてあるので、大体図面はできている、できているという言い方はないのですけれども、この間の図面、あれで中身の中のどんなふうなというか、多分今の現状のあれを使うとなると相当細かく仕切ってあると思うのですが、あれをどんなふうにして、どういう形でというのを考えているのかお伺いできれば。

○委員長（広瀬昌子君） 稲葉子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（稲葉 実君） 現状としましては、できるだけ建物内部の壁を取り払いまして、

特に遊戯室につきましては広くとりたいと思っております。ただ、一応児童厚生施設という形ですので、集会室とか子育て相談室、図書室等のスペースも当然必要ですので、残った部分について遊戯室をつくるような形で思っております。

現在ゾーン分けをしている状態で、まだ内部の設計図まではできておりません。そのため、平成29年度に設計測量等委託料での予算を計上しております。申しわけございませんが、その前に一応建物自体の調査も来年度当初行う予定になっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 茂呂副委員長。

○副委員長（茂呂健市君） 先にこんなことを言っはいけないのだと思うのですが、多分耐震構造上非常に難しいと、私らが外見から見て思うのですが、あそこら辺は可能、大丈夫でしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 稲葉子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（稲葉 実君） あそこには建物が2棟ありまして、北側が昭和48年の建物ですので、こちらにつきましては全く耐震上難しいものですから取り壊す予定になっております。その南側の建物につきましては、平成3年度増築ですので、一応耐震上はクリアされているはずですので、そのため建物の調査を行って、そこら辺の確認を行いたいと思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 茂呂副委員長。

○副委員長（茂呂健市君） 相当壁が入っていると思いますので、そこら辺はよく見てもらって、多分無理だと思う気がしているのですけれども。あれ壁抜いたら多分壊れてしまいますよ、おっこつてしまいます。それはそういうことで、よく相談してというか、検討していただきたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 続けますか。

○副委員長（茂呂健市君） はい、あともう一つお願いします。

あといりふね・そのべ。

○委員長（広瀬昌子君） 209でいいですか。

○副委員長（茂呂健市君） はい。209ページの保育所なのですが、以前見積書とか明細書を出していただくように皆さんの前で話したと思うのですが、それは多分A4かB5で1枚もらったのですが、あれではどういうものができるか、中の詳細図というか、壁がどういうのだから、天井がどういうのだからちょっとわかりにくいといえますか、どんなものができるのかと不安なところもありますので、床はこういうのを使うとか基礎はこういうのとか明細ですか、詳細図と見積もり図が、もし後でいいのでしたら、皆さん委員の方にお配りしていただければと思いますので、要望いたします。お願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 要望でよろしいですか。

○副委員長（茂呂健市君） はい。

○委員長（広瀬昌子君） 質疑、以上でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 次に移りたいと思いますが、ここで暫時休憩をいたします。

（午後 2時30分）

○委員長（広瀬昌子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時40分）

○委員長（広瀬昌子君） 4款衛生費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書につきましては、220ページから235ページです。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 221ページの健康診査事業費ですけれども、平成28年度1,400万円の補正が増となりました。この健診の事業費で十分なのかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 健康診査事業費につきましては、今年度、昨年度と補正をしている状況ですので、今年度は若干多目に1.1の伸び率を見まして予算を措置したところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 医療費の削減をするのには、この受診率を上げるのがとても重要であると思います。栃木市の受診率というのは26.何%か何かで、結構行政は一生懸命努力をしているのですけれども、なかなか受診率が上がらないという状況なのです。これは、パスポート等を発送して、受診をすればいいのですけれども、しない人への対応といたしますか、それは実際にやっているのか、それをまずお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） がん検診の中で、子宮がん検診と乳がん検診、これについては対象者には無料のクーポン券というのを送付しております。この無料クーポン券で受診していない方には、再勧奨ということで通知を差し上げているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 本来であれば、自分の健康は自分で守らなければならない、こういったパスポートとか受診票とか、何かいろいろ配られてきているにもかかわらずなかなか受診しないということなので、今後どうやって受診率を高めていくのかというのが一つの大きな課題であると思えますけれども、それらの推進についてお考えをお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 現在、集団検診ということで年間100回ほど実施しております。その中で、土日の検診であったり、女性だけの検診などを設けておりますが、そういったものを来年

度もうちよっと増やしていこうというのは考えています。また、24時間で受け付けができるインターネット予約というのも実施しておりますので、これの普及も図っていきたくと思っています。

あとは、受診をしない理由としましてアンケートなどを見ますと、自分は健康だから受けなくていいとか、あるいは受けるのが面倒だというようなアンケート調査結果もありますので、早期検診をしまして、早期発見、早期治療につなげることが重要であるというような認識を高めてもらうために、今後健康教室とか、いろんな場でそういったチラシ等で周知を図っていきたくと思っています。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） ぜひ積極的にお願ひしたいと思います。

次の質問ですけれども、すぐ下のところに急患センター管理運営委託事業費があります。指定管理者の件で、先ほど議案等の説明がありましたけれども、当初はメディカルセンターのほうにこれを設置する予定であったわけですが、なかなかそれが進まない。協議が済み次第というふうに先ほどの説明ありましたけれども、何が課題なのかどうかお伺ひしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） まず医師会側としては、急患センターに来た患者さんで非常に重症な方、あるいは再検査が必要な方をメディカル側に引き継ぐタイミングであるとか、また受けてもらえないときの不安などがございます。それとスペース的な問題もありまして、現在メディカルセンターの中に診察室3つ用意してあるのですが、夜間の診療であればそこで十分なのですけれども、休日等1日過ごすとなりますと、なかなかそこにずっといるというわけにもいきませんので、今の急患センターにあるような広い休憩室等がないということ。また、カルテや薬剤なんかを置くスペースがないものですから、今後院外薬局との調整もしていかなくてはならないという課題があります。

また、メディカルセンター側としては、まだオープンしたばかりで医師、看護師、事務員等の経営体制が整っていないということがあります。それと、当然急患センターから患者さんが多くメディカルのほうに回されることとなりますので、今の救急は当直2人でやっているのですが、それだけではちょっと足りないのです。そういった増員という課題がありまして、そういった調整をしていくということでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 本来ならば、きちんとメディカルセンターのほうでそれはやらなければならないということになると思うのですが、休憩室の問題とかスペースの問題とか、それは最初から恐らくわかっていたことなのだろうと思います。きちんとした急患センターの機能を果たすような場所にならなかったというのはどういうことなのか、お伺ひしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 場所的なものについては現在協議をしまして、新たにメディカルセンターにある会議室を使わせてもらうとか、当直医が使っている場所などについて使わせてもらうということで協議をしているところでございます。その他、いろいろ医師会側でも考えが一つではないということもありまして、ちょっと調整がおくれているような状況でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 急患センターだと、例えば実例があるのですけれども、足でしたか、骨折をして急患センターに行こうと思ったら、耳鼻科のお医者さんしかいなかったという、いよいよ救急車頼んで行く場所を見つけたということがあるのですけれども、やはりそういった急患センターでできないことをすぐに医療施設で受け入れる体制というのは、けがをしたり病気を発症したりした市民にとって、それが一番、誰でもそう思いますよね、それができなければ地域医療につながらないなというふうに私は思うので、ぜひ早くその体制がとれるように努力をしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 委員おっしゃるように、急患センターからメディカルセンターへ引き継ぐルールづくりとかマニュアルづくりをきちんとして、それで体制がなるべく早く整いますように、市のほうでも進捗管理をしながら協議を進めていきたいと思っています。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 同じページで、今急患センターが問題になりましたけれども、下のとちぎメディカルセンター運転資金貸付金5億円ですけれども、メディカルセンターしもつができて約1年経過しておりますけれども、その経営実態というか経営状況、あとはスタッフの状況とか、わかりましたら伺いたいのですけれども。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 経営状況でございますが、まだ平成27年度の決算しか出ておりませんので、平成27年度ですとまだ新病院がオープンしていないということもあって、16億3,000万円ぐらいの赤字があったかと思えます。平成28年度については、新病院がオープンしまして収益も上がってくることから、当初の見込みでございますが、単純に収入から支出を引けば1億3,000万円ぐらいの黒字にはなるという見込みでございますが、建物の減価償却費というのが17億円ほどかかりますので、決算上については15億円ちょっとの赤字になるという見込みでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 医師不足、看護師不足というようなことも聞いておりますけれども、そこら辺の状況はどうなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 医師につきましては、獨協、自治医大の病院長にも理事に新しく入ってもらっておりまして連携を詰めていまして、獨協医大にも派遣の要請などをして、徐々にではありますが、医師の数は増えているというふう聞いております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 以前聞いたとき、ベッドの三百何床かあって、その埋まりぐあいというのですか、そこら辺がなかなか6割、7割ぐらいだったような気がしますけれども、今現在そういった状況というのは、こちらではつかんでいないのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 最近、12月末現在では把握をしております。しもつがについては、病床稼働率が73%、とちのきが61%という状況でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） こういう状況ですと、減価償却を抜かせば黒字が出るのだということでしたけれども、なかなか経営的に厳しい状況にあるのではないかなと思いますけれども、そこら辺はどう見ているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 確かに経営状況厳しいところもありますので、メディカルでもいろいろ収益アップ策を考えております。まずは、患者さんを増やすということが一番でございますが、そのほかにも透析であるとか人間ドック、こういった収益の高い事業について充実強化を図って、収益を上げていくというような考えでございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 225ページの路上喫煙防止対策事業費があります。26万5,000円ですけれども、平成29年度は推進条例の制定をしたり、それからポスターとかチラシで周知を図るというふうに説明を受けました。路上喫煙を実施する時期として、いつを目途に考えているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） お答えいたします。

平成30年の4月実施を考えております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑ありますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 227ページ、斎場再整備事業費ですけれども、PFI導入可能性調査820万円ですか、これをとっているのですけれども、こういった調査をするのかということですか。

○委員長（広瀬昌子君） 若菜斎場整備室長。

○斎場整備室長（若菜 博君） お答えします。

簡単に言いますと、今度の斎場をつくるに当たってPFIの手法及びPFIに類似した手法、その手法と従来の一般的な入札、設計管理という手法について、どちらが有益かというものを検討する業務です。一応これ今年の夏、8月ごろまでが工期なのですが、結論を出して次のステップに行きたいと思っています。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） PFIというのが、民間活力資金を導入してというふうな形で取り上げられてきたのは、ここ10年ぐらいでしょうか、もっと前かな。ある程度最初のころは、かなり多く出ていたような気がしますけれども、最近導入する施設というのが少なくなっている傾向があるのです。やっぱりそこには何らかの問題があると思うのですけれども、あえてこれを800万円もかけて可能性を調査するという意義があるのかというのが疑問なのですけれども、そこら辺どう考えているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 若菜斎場整備室長。

○斎場整備室長（若菜 博君） 確かに施設の性格とか規模によっては、PFIに向かない施設、向く施設あるのは事実です。一方では、国ではやはりPFIを今改めて推進しているという流れはあります。当斎場につきましては、規模的にちょうどPFIが可能かボーダーラインの位置にある施設なものですから、まさしくこれは調査をする価値はあると思っております。

あともう一つ、ほかのPFIと少し違いますのは、今回うちの市は合併特例債を使いたいと考えております。合併特例債を使うということは、一般的にPFIで言われている民間の資金を多く使ってという形にはなりにくい性格になりますので、そこら辺も踏まえまして今回の発注の中では、合併特例債を使った場合どうなのだという含めて検討するような発注をしております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、次に移ります。

8款土木費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は、270ページから271ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、次に移ります。

10款教育費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は、312ページから329ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、以上で歳出各款ごとの質疑を終わります。

続きまして、歳入、債務負担行為の所管関係部分を一括した質疑に入ります。歳入につきまして

は62ページから133ページ、また債務負担行為は8ページです。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 63ページで、児童福祉費負担金で保育所の保育費負担金、民間も含めてありますけれども、例えばひとり親世帯とか多子世帯に対しての軽減措置というのですか、そこら辺も国のほうでも考えているようですけれども、これはそういったことも反映したものになっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） いわゆる保育料につきましては、今委員おっしゃられたとおり国のほうで、現在来年度に向けて負担軽減というようなところは予算計上されております。

今回の予算につきましては、まだそういったものが示される前に計上させていただいたところがありますので、その辺は含めていませんが、実際にはその辺を含めた形で検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 実際来年まだ予算成立していませんけれども、なった場合どんな形になるのでしょうか。どういった軽減がなされるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 見直しについては、まず所得の低い世帯の方が対象ということがありまして、想定年収で360万円以下の世帯ということになります。これにつきましてはひとり親家庭については、通常ですと2人目半額、3人目無料という形になってはいますが、これについては2人目から無料にするというような形が出ています。

それから、そのほかについては今回の国の見直しについては、基本的に教育の無償化というようなところがあって、いわゆる1号認定のほうを引き下げるとかという見直しになっております。だから、保育料のほうについては、保育料では2号、3号、保育の部分については適用されない部分があるのですけれども、これについては市としては、その辺2号、3号のほうにも適用できないかというふうなことでは検討はしているところであります。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私は、反対の立場で討論いたします。

まず一つとして、総務費では、マイナンバー制度の導入の問題は、なかなか交付実績が上がらな

いという中で、やはりこれは導入のメリットがないということであると思います。そのほかいろいろ導入に当たっては、プライバシーの侵害とか情報漏えいの問題、そういったことも指摘されておりますので、この国の制度でありますけれども、やめるべきだと、税金の無駄遣いだと言っておきたいと思います。

また、もう一つ人権同和の対策費でも、実際は同和問題というのは世間的にはなくなっている状況であるにもかかわらず、部落差別解消推進法というのがまたできて、それが逆に部落差別を永久化するような状況を出しております。人権問題というのは、大事で必要だと思っておりますけれども、同和に限ったそういった予算措置はやめるべきだと思います。

民生費では、保育所の問題、なかなか潜在も含めて待機児童が解消されていない問題、あと待機児童を解消するために規制緩和を行って小規模保育とか、保育士ではなくてもいいというような、そういう保育の質に対しても規制緩和でやっていると、保育士の質という点で問題があると思っております。

あと、先ほどの質疑の中でも、まだまだ臨時保育士の処遇改善がなかなか解消されていないと、そういう点でもより多くの予算を子育て支援、栃木市は子育て世代の全国1位ということですので、そういった面では全国1位ではないと思っておりますので、もっと予算を使ってほしいと。生活保護費の問題でも、ケースワーカーが依然として足りない状況でありますので、増員を求めておきたいと思っております。

以上の点を指摘して、反対といたします。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 私は、賛成の立場で討論をしたいと思っております。

非常に財政厳しくなっている中で、子育て支援に関しましては新たに子育て包括支援センターの設置、また切れ目のない支援をその中でやっていくということを事業に新しく掲げておりますし、室内の遊び場の確保をするなどと、子育て支援については非常に厳しい中でもしっかりやっているのではないかなと思っております。

また、障がい者支援については、医療費の現物支給に着手をしたということも評価ができますし、また高齢者に対しましては在宅介護に対しての24時間の巡回をするということで、厳しい中でもさまざまな新たな事業に着手をするということで評価をしたいと思っております。

以上、賛成討論としたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第1号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛成 茂呂健市 青木一男 大川秀子 天谷浩明 小堀良江
福田裕司
反対 白石幹男

○委員長（広瀬昌子君） 起立多数であります。

したがいまして、議案第1号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

（午後 3時02分）

○委員長（広瀬昌子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時15分）

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第16、議案第2号 平成29年度栃木市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

なお、各特別会計予算につきましても、一般会計予算同様、既に説明は済んでおりますので、本委員会におきましての説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 395ページの歳入から行きますけれども、国民健康保険税ですが、前年度比較して4億1,700万円ほど上がっておりますけれども、これは税率引き上げが要因しているということでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 税率改正による引き上げが主なものでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 被保険者が4万1,000人ちょっとを見ているということですが、大体この税率引き上げによって、1人当たりか1世帯当たりがいいのかわかりませんが、年間ど

のくらいの引き上げになるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） お答え申し上げます。

今回の引き上げによりまして、平成28年度の当初の調定額ということで比較いたしますと、約になりますけれども、2万500円ほどの引き上げになるかと思えます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと2万円も引き上がる状況で、今現在滞納世帯には短期保険証、または長期滞納者には資格証明書ということで発行していますけれども、その実態は今どうなっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） お答え申し上げます。

直近の状況ということなのですが、平成29年の3月現在ということで、短期証につきましては675人、資格証明書については1,350人ということでございます。

〔「600、短期が」と呼ぶ者あり〕

○保険医療課長（藤平恵市君） 675世帯でございます。資格証明書については1,350世帯でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、前年度と比べてかなり増えているような気がしますけれども、どうなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） お答え申し上げます。

平成27年度末の短期証明書については801世帯でございます。126世帯ほど、こちらは減になっております。ただ、資格証明書については平成27年度末において1,171世帯ございまして、本年度と比較をいたしますと、179世帯の増というような状況でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 資格証明書というのは、ただ資格があるだけで、実際は医療機関にかかれば全額負担ということで、それによって大変な手おくれの状況も、そういう事例も出ているということで、これは増えるという方向は非常にまずいと思えますけれども、対応としてどういうふうに対応しているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 短期証、資格者証の増に対する対応ということなのですが、やはりこちらについては滞納関係になってくるかと思えますので、こちらの嘱託員さんによる催告とか、また夜間休日等の相談等に引き続き納税相談等をしていくとか、またコンビニ収納等をお願い

いするとかをしていきたいというふうに思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 短期証ですと、医者にかかれるというような状況がありますけれども、資格証明書ということであるとなかなか医者にかからないというか、そういう状況になっていきますよね。そこで、なるべく資格証から短期証に最低でも移行していく、そういう努力が必要だと思えますよ。そこら辺どう思っているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 資格者証を持っている方につきましても、引き続き納税相談に来ていただくことによりまして短期証のほうにシフトしていくと。また、本当に緊急を要する場合については、一時的に短期証だけで医療機関にかかれるというようなことも相談の上できますので、そちらのほうでも対応をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは2016年ですから、去年の6月時点ですけれども、栃木県の状況を見ますと栃木市が1,187世帯で、割合が4.56%ということで、県内で一番悪い状況です。資格証明書の発行については1位なのです。これが1,350となると、もっと断トツで1位という状況だと思えますけれども、これは命を守る健康保険にとって非常にまずい状況だと思えます。今度2万円の引き上げでしょう、余計増えるのではないかなと思うのですけれども、それは要望にしておきますけれども、こういった方をなくす努力をぜひしていただきたいと思えます。

引き続きよろしいですか。

○委員長（広瀬昌子君） はい。

○委員（白石幹男君） 歳出のほうで、加入者が減っているということで、予算からすると保険給付費もかなり減ってきているのです。全体的に言えば、一番最初の歳入歳出のところで見ればよろしいのでしょうか。392ページですと、保険給付費が7億8,675万円、前年度比較で医療費が減っているということで、保険税を上げなくてもよかったのではないかなという気もするのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） お答え申し上げます。

どうしても1人当たりの医療費ということにしますと、やはり増になってきていると。全体では減額になってきているのですけれども、被保険者数が減ってきているということと、また1人当たりの医療給付費については増になってきているということなので、やはり全体の国保の財政の中では厳しい状況だということで、上げざるを得なかったということでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 一般会計というか、補正のときも聞いたのですけれども、やっぱり赤字繰り

入れをしないということで保険税を決めたのだけれども、これは国のほうでは自治体の裁量に任せますよという答弁なのですよね、国会の中の厚生労働省の答弁では。ですから、栃木市の裁量でやれると。市民の皆さんは、もう高くてしょうがないというのが現状、私も去年から国保になったのですけれども、非常に我々の収入でもかなりの負担感を感じます。それで、また1人当たり2万円の引き上げでしょう、そうするとかなり滞納者も増えるし、かえって悪循環を引き出すと思うのですけれども、赤字繰り入れどのくらいにすれば保険税を上げなくても済んだのか、そこら辺どのようになっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 昨年の状況でございますけれども、昨年度の税率でも3億円ほどの赤字が出ているという状況ですので、その分を補填するということになりますと、新たな税率にしなければいけないという状況かと思われまます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 3億円ほど入れれば、逆に上げなくてもよかったということですよ、そういうことではないのですか。今回の予算に赤字というか、一般会計からの繰り入れを増やせば、そういう保険税を上げなくても済んだというようなことだと思いますけれども、どうなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 先ほど答弁させていただいたのは、平成28年度の赤字繰り入れ分ということでございまして、では平成29年度どれくらいになるかということでございまして、先ほど一般会計のほうでも申し上げましたが、5億円程度は入れないと赤字解消にはならないのかなというふうには思っております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私は、国保特別会計に対しても反対の立場で討論を行います。

市民の皆さんの声は、国保税が高くて払い切れない、これは声です。私自身も去年国保に入って、かなりの負担感を感じております。国保税を上げるということではなくて、やはり一般会計から繰り入れて本当に払える国保税にしないと、市民はたまったものではないということで、逆に引き上げたというのは許されないと思います。そういった点で、あと資格証もかなり増えているということで、国保税を上げることによって、余計これはまた悪循環で増えていくと思います。命を守る国民健康保険がこういう形であってはならないと思いますので、反対といたします。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに討論ありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 私は、議案第2号について賛成の立場で討論をいたします。

少子高齢化ではなくて超少子高齢時代、そういう中で、ますますこれから高齢者が増えていく時代にあつて、この国民皆保険というすばらしい保険制度を守っていくためには、やはり国保の財政の健全化を図っていく必要があるのではないかなと思います。むしろ国民の命を守るために、きちんとした財政健全化を目指していくということも重要なのではないかなと思います。

栃木市の収納率というのは、県内でもそう高くない、下から数えたほうが、2番か3番目ぐらいだったでしょうか。今年度88.8%を目指していくという見込みのようですけれども、ぜひ収納率をきちんと上げていく、それからデータヘルス計画に基づいて健診をしっかりと、医療の予防をすることにときちんと取り組んでいただいて、医療費の削減に努めていくようお願いしながら、この議案に対して賛成といたします。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第2号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛 成	茂呂健市	青木一男	大川秀子	天谷浩明	小堀良江
	福田裕司				
反 対	白石幹男				

○委員長（広瀬昌子君） 起立多数であります。

したがいまして、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第17、議案第3号 平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 469ページですけれども、この保険料の件ですが、前年度と比べて4,500万円ほど増えておりますけれども、やっぱりこれ先ほどからも答弁がありますけれども、後期高齢者が増えているということによろしいのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） お答えを申し上げます。

被保険者数の増によるものでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと歳出のほうで……もうないか。

○委員長（広瀬昌子君） よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） いつも指摘しておりますけれども、年齢で区切って75歳以上を別枠の保険制度に入れて、高齢者が増えればどんどん医療費も増えて、その負担も増えるというような状況の制度であり、制度そのものに反対でありますので、後期高齢の特別会計についても反対をいたします。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありますか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 若い人の負担を増やさないという意味でも、やはりほとんどの医療費の多くがこの後期高齢者ということになっていくわけなので、そこできちんと負担をしていく、若い人たちに余り負担をかけない、きちんと子育てとか何かしなければならぬ状況にありますので、そういった制度であるというふうに理解をしておりますので、この議案に対しては賛成いたします。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第3号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛 成	茂呂健市	青木一男	大川秀子	天谷浩明	小堀良江
	福田裕司				
反 対	白石幹男				

○委員長（広瀬昌子君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦勞さまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第18、議案第4号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 545ページで日常生活支援事業費、これが新総合事業ということで、先ほどの補正ですと10月からやりたいということであったけれども、それができなかったということだったのだけれども、この訪問型サービス事業費、通所型サービス事業費、これが出ておりますけれども、これは事業者側とか、実際に合意できているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○参事兼地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 基準緩和、いわゆる今までの予防給付と同じ基準のサービス内容ではなくて、基準緩和したサービスを構築するに当たりましては、事業所の皆様方から、あるいはケアマネジャーの方が実際の要支援の方に対してプラン策定などもしておりますので、そのプランを分析し、なおかつ事業所が訪問型ですと34カ所、通所型ですと56カ所あるところですが、その全事業所にアンケートを行いまして、それから実際利用されている利用者の方の現状を把握した上で、今回の基準を策定しております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 現行相当というのは、これまでのサービスが受けられるということで、基準緩和ですと事業所にとっては時間単価というのですか、介護単価といいますか、それが安く設定されているということで、かなり事業所としては大変な状況になるのではないかなと思いますけれども、この辺はどうなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○参事兼地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 確かにその時間短縮というところではありますが、例えば訪問型サービスにおきましては、実際の要介護認定を受けている方に対する生活支援、あるいは身体介護サービスを提供されている時間を見た上で、45分のサービス提供というところをつくり

出しており、また通所型につきましても、入浴や食事などを利用しなくてもいいという方が実際いらっしゃるということも聞いておりますので、そういった点から時間短縮などを考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） 済みません、若干補足をさせていただきます。今の白石委員の質問は、基本的には事業者が、いわゆる収入が安くなって大丈夫なのかというような、そういう部分のところの質問かと思っておりますので、基本的には現行相当というのは、これまでの介護保険の予防給付と同額のを支出いたしますので、まず事業所にとっては変化はないということです。

そして、もう一つの基準緩和のほうにつきましては、今までの介護保険よりも基本的には単価は安くなります。ただ、70%とか80%というかなり東京なんかでいう半額とか、そういう状況にはしないで、どれぐらいだったら基本的に経営が成り立つのかということなんかも含めて事業所と相談をして設定をさせていただいた上に、なおかつ人員基準が緩やかになっておりますので、基本的には事業所としてはこの単価が入れば事業収支は合うというような、そういう部分のところで設定をさせていただいた、そういう金額ということになります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 利用者にとってはどうなのですか、この基準緩和されたもののサービスというのは質が落ちるのではないかなと思っておりますけれども、どう考えているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○参事兼地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 利用者の方にとっては、決して質が落ちると思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そう言われてはあれですけども、日常生活の支援というか、できない部分もあるのですよね、今度緩和されると。そういった不都合な点が出てくるのではないかなと思うのですけれども、どうなのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○参事兼地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） このサービスを使うに当たりましては、まずケアプランを立てますので、本人の状態あるいは本人の希望などをお聞きした上で、現行相当が必要なのか、それとも基準緩和したサービスが必要なのかと見きわめた上でサービス導入となりますので、利用者にとっては決して質が落ちるような状況ではないと思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 547ページの介護予防把握事業費ですけども、これは何か基本チェックリストでチェックするための費用みたいなような説明を受けたのですけれども、そういったことなのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○参事兼地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 委員のおっしゃるとおりでありまして、チェックリストにつきましては、窓口とか包括支援センターとか、あるいはいろいろな方が地域に出向いたときに、希望される方にチェックするという部分もあるところですが、そうしますとなかなか必要な方に目が向けられないという部分もありますので、調査をするといった部分も考えているところです。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そういった対象者を把握するために、郵便でチェックリストを送って、それを返してもらうというような、そういう事業も含まれているわけですか。

○委員長（広瀬昌子君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○参事兼地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） そのとおりであります。今までにも、対象者把握事業ということでチェックリスト25項目あるところですが、その用紙をお送りしまして、ご本人に記入していただいて返送していただき、生活機能が低下した方に対しては包括支援センターの職員が訪問いたしまして、教室などを紹介していたところの経緯がございますので、その事業については継続していきたいと考えております。

○委員長（広瀬昌子君） これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第4号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第19、議案第5号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 歳入の585ページですけれども、予防サービス計画費収入というのが前年度に比べて3,000万円近い減収になる予定ですけれども、この原因はということなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○参事兼地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 先ほどの総合事業のほうに移行をすると思われる人数が、今現在の要支援で利用されている方のうち65%と見ております。それで、75歳以上の人口が伸び率がございますので、6割程度が総合事業のほうに行くのではないかとということで、ここには4割ほどを載せているというような状況であります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、6割ぐらいがそういう計画を立てなくてというか、要支援1、2に認定されないというような状況になるわけでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○参事兼地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 総合事業利用に当たりましては、チェックリストによりまして生活機能が低下している方であれば、その後アセスメントを行いプランを立てるところでございます。

また、あるいは要支援認定を受けている方の中でも、訪問介護、通所介護を利用するというのであれば総合事業の対象者となりまして、ケアプランを立てるところです。そのケアプランの料金につきましては、先ほどの総合事業の545ページの介護予防マネジメントということで、事業費として上げてございます。そちらで、プランを立てていくというようなことになっております。

それからプランが、先ほどの総合事業の介護予防ケアマネジメント事業費として上がる部分と、あとサービス事業勘定として上がる部分の2つに分かれるような形になります。

○委員長（広瀬昌子君） これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第5号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして、民生常任委員会を終了いたします。

（午後 3時47分）